

令和6年6月定例会
総務政策常任委員会会議録
令和6年6月19日～20日

場 所 第2委員会室

令和6年6月19日(水曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第4号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

○議案第8号 職員の特殊勤務手当に関する条
例の一部を改正する条例

○議案第14号 令和6年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めることに
ついて

○報告事項

- ・令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- その他報告事項
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の令和5年度輸送
実績について
 - ・令和5年度の移住実績について
 - ・宮崎県情報化推進計画の改定について
 - ・みやざき行財政改革プラン(第四期)の取組
状況について
 - ・宮崎県産業廃棄物税条例の見直しについて
 - ・国民保護の取組について
 - ・宮崎国スポ・障スポ開催決定に関する令和6
年度の主なスケジュールについて
 - ・県有主要施設の整備状況について

○閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長 川 添 博
副委員 長 山 口 俊 樹
委員 丸 山 裕 次 郎

委員 濱 砂 守
委員 後 藤 哲 朗
委員 坂 本 康 郎
委員 岩 切 達 哉
委員 黒 岩 保 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 重黒木 清

政策調整監 田 中 克 尚

総合政策部次長
(政策推進担当) 大 野 正 幸

総合政策部次長
(県民生活担当) 河 野 龍 彦

総合政策課長 中 村 智 洋

広域連携課長 川 越 勉

秘書広報課長 伊 東 浩

広報戦略室長 須 波 勇 一 郎

統計調査課長 伊 福 隆 徳

総合交通課長 河 村 直 哉

中山間・地域政策課長 濱 川 哲 一

産業政策課長 守 部 丈 博

デジタル推進課長 福 崎 寿

生活・協働・
男女参画課長 森 山 紀 子

交通・地域安全対策監 西 丸 日 出 男

みやざき文化振興課長 堀 尚 子

人権同和対策課長 中 村 洋 介

総務部

総務部長 吉 村 達 也

危機管理統括監 児 玉 憲 明

総務部次長
(総務・市町村担当) 渡 邊 世 津 子

総務部次長 (財務担当)	串間俊也
危機管理局長兼 危機管理課長	中尾慶一郎
総務課長	今村俊久
人事課長	那須隆輝
行政改革推進室長	池北 斉
財政課長	池田幸優
財産総合管理課長	徳松一豊
税務課長	蛭原真治
市町村課長	小菌真二
総務事務センター課長	後藤道洋
消防保安課長	羽田貴一

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長	山下栄次
宮崎国スポ・障スポ局 次長兼 総務企画課長	長倉正朋
競技・式典課長	佐藤純一郎
施設調整課長	財部孝志
競技力向上推進課長	横山美和

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
議事課主任主事	上園祐也

○川添委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第8号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議ホルダー内にある資料、条例案に対する意見についてを御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、総合政策部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 説明に入ります前に、1点、お礼を申し上げます。

5月29日、30日に行いました、国に対する「みやざきの提案・要望」につきましては、瀨砂議長にも御同行いただき、県選出国会議員の皆様や各省庁への要望活動を行っていただきました。誠にありがとうございました。

今後、積極的に国への要望活動等を行いまして、本県が必要とする施策の実現や予算の確保につなげてまいりたいと思います。

それでは、本日の委員会で御審議いただきます議案等につきましては、その概要を御説明いたします。

委員会資料の2ページを御覧ください。

目次でございます。

今回、総務政策常任委員会で当部からお願いしております議案につきましては、議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」についての1件でございます。

予算案の概要につきまして、簡単に御説明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

総合政策部の令和6年度6月補正予算案であります。

表の上段のほう、一般会計の表でございますけれども、右下の合計額の補正額を御覧ください。

今回お願いしておりますのは、合計で4億9,636万8,000円の増額補正であります。

これは、後ほど担当課長より説明させますけれども、燃料及び物価高騰の影響を受ける事業者等を支援するためのものがございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

表にあります2つの事業につきまして、追加をお願いするものであります。

上段の「ICカードシステムエリア拡大支援事業」につきましては、鉄道におけるICカード利用エリアを拡大するため、宮崎市及び新富町に支援するものでございます。

下段のほうの「日向新富駅バリアフリー化設備整備費補助事業」につきましては、高齢者や障がい者等の移動の円滑化及び安全性を向上するため、JR九州が行います日向新富駅バリアフリー化整備に対する補助であります。

内容につきましては、後ほど担当課長から説明させます。御審議のほど、よろしく御願いいたします。

2ページの目次にお戻りください。

議案以外の部分でございます。

IIの報告事項でございます。「令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について」も、後ほど総合政策課長から説明させていただきます。

IIIのその他報告事項でございますけれども、

今回、「宮崎カーフェリー株式会社の輸送実績について」、ほか2件を報告させていただきます。

これらにつきましても、後ほど担当課長のほうからそれぞれ説明させます。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○河村総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして、御説明いたします。

常任委員会資料の5ページ目を御覧ください。

総合交通課の補正予算は、左から3列目の補正額の欄にありますとおり4億8,535万2,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目の欄にありますとおり20億9,722万2,000円となります。

補正の内容につきましては、6ページを御覧ください。

(事項)「広域交通ネットワーク推進費」の説明及び事業名欄にあります、「交通・物流事業者燃料高騰等対策事業」について、詳細を次のページで御説明さしあげます。

資料の7ページ目を御覧ください。

この事業は、令和4年度の6月補正から継続して実施しているものでございます。交通・物流事業者に対しまして、過去4回の補正予算による支援を行ってまいりましたが、燃料高騰の長期化はいまだ経営の大きな負担となったままであるため、引き続き支援を行うものでございます。

予算額につきましては4億8,535万2,000円、財源は、全額重点交付金でございます。

まず、事業の目的でございますが、交通・物流事業者への燃料高騰に対する負担軽減策を講じるとともに、価格転嫁等燃料高に対応した経

営体制の転換を促すことで、本県への交通・物流網の維持につなげていきたいと考えております。

次に、事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容でございますが、これまでの事業と同様に、バス、トラック、フェリー、RORO船、タクシー、代行の各事業者に対しまして、定額を補助し、その期間を11か月分としております。

ただし、一昨年度から継続して支援を実施しており、一定程度の利用者の回復等も見られる状況などを勘案し、この事業の出口を見据えまして、現行の補助単価の5分の3、5分の2、5分の1と、段階的に縮小するような形で補助額を算出しております。

(2)の事業の仕組みといたしましては、各協会、組合経由の補助または県からの直接の補助という形にしております。

事業期間は、出口を見据えたスキームとさせていただきます。令和6年度の単年度事業という形にしております。

続きまして、債務負担行為の追加を2件お願いしておりますので、こちらについても詳細を御説明いたします。

資料の8ページ目を御覧ください。

新規事業「ICカードシステムエリア拡大支援事業」でございます。

債務負担行為の限度額は1億1,700万円で、令和7年度に執行予定でございます。

財源は、宮崎再生基金と一般財源でございます。

まず、事業の目的でございますが、スポーツ大会や合宿等を行う施設等の最寄り駅にICカードシステムが利用できる環境を整えることで、受入れ環境のさらなる充実・強化を図るもので

ございます。

事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容と(2)の事業の仕組みでございますが、JR九州に対し、各駅のシステム導入費用の補助を行う市町へ間接補助するものでございまして、図にありますとおり、7つの駅を対象としております。

補助率は6分の1を基本としておりますが、定期的に大規模なイベント等が実施されるなど、多数の利用が見込まれる県有施設の最寄り駅までについては補助率を2分の1としております。また、県有施設ではございませんが、プロサッカーチームのホームスタジアムであり、国民スポーツ大会の会場施設でもございます、「いちご宮崎新富サッカー場」の最寄り駅で見込まれる日向新富駅は補助率を3分の1という形にしております。

(3)のスケジュールのとおり、約1年半の工期を経まして、令和7年度の下半期に整備完了、供用開始予定でございます。事業の期間は令和7年度までという形にしております。

次に、9ページ目を御覧ください。

新規事業「日向新富駅バリアフリー化設備整備費補助事業」でございます。

債務負担行為の限度額は4,086万6,000円で、令和7年度に執行予定でございます。

財源は、一般財源となっております。

まず、事業の目的でございますが、日向新富駅をバリアフリー化することで、高齢者や障がい者等の移動の円滑化及び安全性の向上を進め、誰もが安心して利用できる公共交通の実現を図るものでございます。

次に、事業の概要を御覧ください。

(1)事業内容と(2)事業の仕組みでございますが、JR九州が行う日向新富駅のバリア

フリー化、具体的には、平面通路でございますとかスロープの設置を行うものでございますが、それらに係る費用を補助するものでございます。

国、県及び新富町が直接補助を行うものとし、補助率はそれぞれ3分の1としております。

(3)のスケジュールのとおり、約1年半の工期を経て、令和7年度下半期に整備完了、供用開始予定でございまして、事業の期間は、令和7年度までという形にしております。

○堀みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算について御説明いたします。

資料10ページをお願いいたします。

みやざき文化振興課の補正予算につきましては、左から3列目の補正額にありますとおり1,101万6,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目の110億9,805万円となっております。

補正の内容につきましては、11ページを御覧ください。

(事項)私学振興費の「私立学校生徒寮食緊急支援事業」ではありますが、具体的な内容につきましては、12ページの資料で御説明いたします。

12ページを御覧ください。

予算額は1,101万6,000円で、財源は国の重点交付金であります。

事業の目的ですが、原油価格や物価高騰に直面する私立学校の生徒寮の食事について、安定的な提供と学校・保護者の負担軽減を図るための支援を行うものです。

事業内容は、私立学校の生徒寮における食材費及び食事の提供に係る経費に対する補助で、補助率は10分の10以内、対象は寮を保有している私立の高等学校・中学校であります。

成果指標については、生徒寮における食材費等への補助を行うことにより、学食の安定的な運営や保護者の負担軽減の抑制が図られるものと考えております。

事業の年度は、令和6年度の単年度であります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料8ページの「ICカードシステムエリア拡大支援事業」ですけれども、今回の対象駅が4つということでした。1基当たり5,000万円くらいかかるという話は聞いているんですが、一般質問でもありましたけれども、今後、うちもやりたいという市町村が出てきた場合には、県は補助を出すということになるのでしょうか。

○河村総合交通課長 今回、導入の対象については、7駅を予定してございまして、今回、導入の経緯に至った背景としては、地元自治体とJRが導入について合意を得て、導入が決まったという形になっております。

現状、ICカードが入っている部分についても、県としても一定の支援をさせていただいたところですし、今後、当然ながら導入の拡大についても、県としても要望してまいりたいと思います。基本的には、地元自治体とJRの調整といたしますか、合意が前提ではございますけれども、具体的な話が来た場合には、具体的な支援についても検討してまいりたいと思っております。

○黒岩委員 ということは、地元市町村とJRの協議が整って、やることになった場合に県が補助を出すということですね。分かりました。

それと、導入後のランニングコストについて

は、地元市町村が全額負担ということになるのでしょうか。

○河村総合交通課長 現状、日々のランニングコストについては、JRの負担という形で聞いております。

○黒岩委員 あと、9ページの「日向新富駅バリアフリー化設備整備費補助事業」ですが、JRの駅ですから、本来はJRがやるべきではないかという考え方が基本だと思うんですけども、今回、こういう補助を出すことに至った経緯について教えていただきたいと思います。

○河村総合交通課長 国の基本方針の中で、一定の利用者数以上の駅について、バリアフリー化を整備することという形で目標が定められております。具体的には、利用者数が1日に3,000人以上の駅について、そういった国の目標が設定されているところでございます。

宮崎県内については、その条件に合致する部分については既に整備済みでございます。それ以外の部分について、徐々に進めているところではあります。今回は、国の補助金も使いながら、自治体の主導で整備に至ったというような背景がございます。

○後藤委員 ICカードシステムについては、非常にいいと思っています。特に、日向新富駅は非常ににぎわっているものですから、スポーツ界への貢献が期待できるかなと思っています。

バリアフリー化は地域公共交通において非常に重要な課題となっており、日向新富駅のバリアフリー化は、ありがたい事業です。県内で、ほかにバリアフリー化の要望等があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○河村総合交通課長 現在、山之口駅については具体的にバリアフリー化の整備が進められて

おりまして、今年度中にはバリアフリー化される予定と聞いております。

それ以外につきまして、私どもが話を聞いておりますのは、南延岡駅、高鍋駅、都農駅について具体的な要望があるというような形で伺っております。それぞれJRと具体的に協議を進めているところで、熱度は様々ではあります。一定程度話もされているとは聞いております。

先ほど申し上げたとおり、バリアフリー化の拡大については、県としてもJRに対して引き続き要望していきたいと思っておりますし、今回の日向新富駅と同様ですけれども、地元自治体とJRで、ある程度方向が決まった際には、県としての支援も検討していきたいと考えています。

○後藤委員 特に、南延岡駅、高鍋駅、都農駅などは、特急の停車駅でありますし、乗車数がほかに比べて若干多い駅であります。今後、やはり地域公共交通の場として、JRとの協議を今後とも進めていただき、ぜひバリアフリー化実現の方向にお願いしたいという要望でございます。

○丸山委員 このJR関係の2つの事業ですけれども、JRの言い値になってしまっていて、ICカードシステムの導入に1台5,000万円かかるという話でしたが、価格決定が正しいかというのは、県としてはどう判断しているのでしょうか。また、バリアフリー化するにも、この金額が本当に正しいのかというのはどこで判断されているのか、教えていただくとありがたいと思います。

○河村総合交通課長 私どもは、概算の数字としてこのような額で話を聞いております。

ICカードについては、1駅当たり約5,000万円の費用がかかるというところ。具体的に

は、それも細分化されていまして、実際のICカードをタッチする改札機の部分と、それ以外にもシステムの改修費や既存施設の改修費もかかるところでございます。

概算でいただいているところではありますけれども、その価格の妥当性というところは、具体的な発注や工事の発注の過程で、当然ながら、我々もチェックしていきたいと思っておりますし、費用が安く済めば、我々としてもいいところでもありますので、そこについては今後の発注の過程でチェックをしていきたいと思っております。

○丸山委員 JRは結構価格が高めで、特に専門業者じゃないと工事できないとかになってしまっていて、何か閉鎖的な感じがしています。JRは、「もうやらない」と言ってきたので、利用者のために県と市町村が連携しながらやるのは、利用促進のためにいいことだろうと思っておりますが、税金で新設しますので、この価格が本当に正しい価格なのかというのはしっかりチェックできるような、第三者として専門家を入れないと、県だけでは非常に怪しいのかなと思っております。

今後、次の市町村が出てきたときに、ここもやってくれというときに、この金額でずっとやってしまうと、県も市町村ももたないとなってくる可能性もあると思ってしまうものですから、JRとの交渉があまりにも弱いのかなと感じました。「言われたとおり出しますよ」ではなくて、もう少し厳しいチェックができる体制を取っていただくようお願いしたいと思っております。

○河村総合交通課長 特に、ICカードシステムについて、コストの高さというのは本県に限らず、全国的にも多くの指摘をいただいているところでございます。そもそものシステムのセ

キュリティー等のコスト高もあるとは聞いておりますけれども、今回の事業発注についても、発注の仕方を含めて、JRとは議論をしていきたいと思っておりますし、その価格の適正さについても、チェックしていきたいと思っております。

○丸山委員 今回、これまでと同じようなシステムを使うのですが、新しく顔認証が始まったりしていますので、そういった新しい機能が出たときに、県や市町村が負担しなくてはならないというように変わる可能性もあるのでしょうか。

そのときは、JRがこの区間はやりますよというような規定をつくらないと、また県が負担しないといけなくなってしまうと、何かおかしな気がします。そのあたりの話合い等はされているものなのでしょうか。

○河村総合交通課長 このICカード以外の手段について、今後の将来の導入や費用負担を含めて、現時点では具体的な話はしていないという状況でございます。

○丸山委員 今回はいいかもしれませんが、20年後に全部改修しなくてはならないときのこと踏まえて、JRさんとはしっかり協議を進めていただきたいと思います。できれば、全部新しいものにするのであれば、JRのほうで全部やってくださいねというぐらいの交渉はしてほしいと思っております。

○山口副委員長 まず、燃料高騰対策について伺いたいのですが、期間11か月ということで、具体的にいつからいつが対象なのか、改めて教えていただけますか。

○河村総合交通課長 今までの予算組みで措置していたのが、令和6年4月分までとなっておりますので、具体的には令和6年5月から令

和7年3月までの11か月分で想定しております。

○山口副委員長 遡って出すということになるかと思えます。

続いて、「ICカードシステムエリア拡大支援事業」についてですが、QRコードでのデジタル切符の実証実験をされていらっしゃるのかと思います。その実証実験の結果が、あまり分からないまま、いつの間にかICカードがさっと来てしまいました。ICカードでいいんですけども、実証実験の結果とか、ほかの駅はどうするかというような話もあったと思うんですが、今後、ICカード以外のデジタル切符について、どう考えていらっしゃるのか教えていただけますか。

○河村総合交通課長 JRで実施している部分について、具体的な数字は聞いておりませんが、今後、その結果も踏まえながら、拡大を含めて検討されるとは聞いております。

足元の全体的な状況を見ますと、JRは基本的に交通系のICカードをベースに拡大しておりますし、今回の利用駅拡大は、宮崎駅を中心としたエリアの拡大という意味で、ICカードという形になっています。

九州内でも様々な動きがございます。JRでいいますと、データとしては利用率を開示していませんが、例えば、宮崎交通などの話を聞くと、大体7割ぐらいが交通系のICカードを利用されているということです。やはり、利用者数が多いICカードでまず実施していくというのが、足元の対応としては一番合理的かなと考えています。

○山口副委員長 「私立学校生徒寮食緊急支援事業」も少しお伺いしたいんですが、これは何年間か続けていらっしゃる事業というのか、毎回補正予算で出ている事業ということで、調べた

ら出てきているんですが、これまで続けてこられた経緯と実績とございますか、支援先からの反応みたいなものがあれば教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 物価高騰対策としての緊急支援事業は令和3年度から行っておまして、この生徒寮食の支援に関しましては令和4年～6年度で、今年度が3年目となります。

それぞれコロナ禍や物価高騰の影響を受けた生徒たちの健康を守って、保護者の負担を軽減するためという目的で継続していますが、令和4年度と令和5年度の学校からの反応としましては、少しこの制度の使いにくさがあったということもありました。

資料12ページの事業内容の、①対象経費のところ1つ目、「私立学校生徒寮における食材費への補助」というところです。この食材費への補助というのは、学校自らが食材を購入して調理した場合、物価高の影響によって食材費が上がった、その分を厳密に算出して出してくださいねということで補助をしていた経緯がありました。

ところが、やはり生徒寮につきましては、寮の運営を委託で行っているところも多数あります。そういうところについては、食材費分を厳密に算出することができないというような声もございました。そのため、今回はその改善としまして、その下の、「食事の提供に係る経費への補助」ということで、寮食提供を業者に委託している場合で、物価高騰によって寮費が上がったということが明確に確認できれば、その分も補助しようということで改善を図り、より使いやすい制度に変えたところでございます。

○山口副委員長 これは、基本的に、激変緩和措置における物価高騰の緊急対策だと思うんですが、すけれども、3年間続けているということは、果たして緊急なのでしょうか。もちろん、補助

してあげることは大事だと思います。国庫補助金を使っていると思いますが、ほかの選択肢って何かなかったのでしょうか。こういう、補填・支援してあげるためというもので、検討されたメニューがあれば教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 3年間続けてきたほかのメニューとしまして、光熱費対策ということで、電気・ガス料金の値上げに伴う支援もやってまいりました。今年度は光熱費の支援というものは一旦終わりということで、していないところです。委員がおっしゃいますように、やはり激変緩和という性質のもので、緊急支援になりますので、継続的に行うものではないと判断しました。

ただし、物価高はずっと続いており、学校側の要望としまして、何らかの形で支援をしてほしいという声も続けてございました。特に生徒寮の寮食に関しましては、生徒たちの健康を守るということと、寮に入っている生徒は、遠方から入学していますので、保護者からの支援も届きにくいという実態もございます。そのあたりを勘案しまして、今年度までは生徒寮食の緊急支援は行っていこうということで判断したところです。

○山口副委員長 実際に、私立学校の生徒寮は、保護者負担をきちんと価格転嫁して求めている状況なんでしょうか。「これだけ上がっていて、それに対して補助が入っているから、今年はこれだけ落ちますよ」というような掲示をされているのか、それとも、この支援事業がなくなった瞬間に、いきなりぼーんと上がるようなことが提示の仕方として想定されているのか、そのあたりは何か把握されているものがありますか。

○堀みやざき文化振興課長 委員がおっしゃった内容につきましては、正確にはまだ把握をし

ていないところです。しかし、先ほど申し上げたとおり、この事業はずっと続けていくものではないと考えておりますので、年度の途中でも、そのあたりは学校側とよく話をしまして、この事業がなくなったときの影響は確認してまいりたいと考えております。

○坂本委員 山口副委員長の質問にも少し関連するのですが、私立学校の寮食について、現時点でかなり物価高騰している、食材の値段が上がっているという中で、事業としては令和4年度から始まっているということでした。

令和4年以降で、実際に、生徒が負担している給食のお金が、上がっているか上がっていないかという実態は把握していらっしゃいますか。

○堀みやざき文化振興課長 令和4年度、令和5年度のこの支援制度の執行の実態を見ますと、我々が考えていたほどは学校側から申請はなかったところです。学校側も独自に、安い食材を入手したり、独自の努力をされているという実態は我々も感じておりますし、そういった声も実際にもらっております。そのような自助努力も始まっていると聞いているところです。

ただ、生徒の寮費が、この物価高騰を受けて大きく上がったかどうかというところの厳密な確認はまだしておりません。

令和6年度の制度に関しましては、先ほど申し上げたとおり、それに、物価高騰の影響を受けて、食材費高騰に係る分は寮費に転嫁しますよということで上がった場合も、今回はこの支援が使えるというように、使いやすい制度にいたしました。補助の申請がありましたら、上がっているところ、上がっていないところ、あるいは全く変わらないところといったような実態が正確に把握できるのかなと感じております。今のところは、まだ正確には把握していないとこ

るです。

○坂本委員 もう一つ、「ICカードシステムエリア拡大支援事業」について教えてください。

交通系のICカードを導入して、利便性が上がるという利点はあると思います。加えて、今まで切符でやっていたところにICカードを加えるということで、この区間の利用データを県の施策に反映させていくとか、活用するような見込みというのは何かあるのでしょうか。

○河村総合交通課長 鉄道の駅という意味でいいますと、当然ながら、JRが一部の駅について乗降者数の開示をしていない部分もありますけれども、ある程度の利用者数という意味では捉えられておりますし、定期利用なのかどうかも含めて、ある程度データは取れていると思っております。

ICカードだから違ったデータが取れるかというところ、そうではないのかなというところがあります。どちらかというところ、利用者の利便性向上という面が強いのかなと考えています。

○黒岩委員 もう一度、「ICカードシステムエリア拡大支援事業」ですが、この供用開始の時期についてなんですけれども、工期が1年半というところでした。私は素人で、それぐらいかかるのかどうか分かりませんが、少し長いなという感じがしております。

想定としては、整備が進んだ駅から順次拡大していくのか、1年半後に同時にスタートしていくのかというところは、どういう考えなのでしょうか。

○河村総合交通課長 やはり半導体不足の影響を大きく受けているという話も聞いておりまして、そういった機器の納入などにかかなり時間がかかるというところと、ICカードの導入は全国の相互利用のシステムでもありますので、そ

ういったところのプロセスも導入の決定の前に必要であり、そういったもろもろの手続を踏まえてやっていると聞いております。

一斉かどうかについては明確に聞いておりませんが、基本的には、来年度のキャンペーンの前には導入したいという話は聞いております。

○黒岩委員 これは要望なんですけれども、例えば、この7つの駅のうちの、日向新富駅は少しカテゴリーが違うという感じもします。やると決めた以上は早く導入したほうがいいわけですから、協議の中で、順次可能ですよということであれば、そういう交渉もよろしくお願いたいなと思います。

○山口副委員長 「私立学校生徒寮食緊急支援事業」ですが、保護者負担がどれだけ増えているかをまだ把握していないというのは、問題じゃないかなと思っています。少なくとも最初の時点——コロナ禍のときは緊急的でいいと思うんですよ。昨年度とかは、どれだけ保護者負担が抑制されたのかというところをしっかりと把握しておかないと、今年度、この事業を実施する根拠が弱い気がします。

昨年度の事業のところと同じ成果指標を上げていると思うんですけれども、保護者負担がどれだけ抑制されたかというところは、昨年度の事業内では把握できていないということでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 昨年度の実績ですけれども、対象校はこの資料の一番下に18校と書いてありますけれども、実際に利用した学校は5校のみでございました。

その5校につきましては、上限いっぱいまで活用していただいて、大変よかったということは聞いているんですけれども、それ以外のとこ

ろの利用がなかったため、全体像がつかめなかったというところは、我々としても反省してございます。早急に、そのあたりの検証はしてまいりたいと思います。

○山口副委員長 よかったというのは、感想じゃないですか。具体的に、どれだけ抑制されたかというところは、その利用していただいた5校からは何かしらの金額的な数値をもらったりしているんですか。

「本来だったら3,000円上げなくちゃいけないところが、この制度のおかげで1,000円アップで済みました」みたいな報告があって、それだったらこの事業は効果があるんだなって分かると思うんですけども、そのあたりの何か押さえている数字的なものがあれば、教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 御指摘の内容ですが、具体的な数字というところまでは把握していないところです。

5校とも上限いっぱいまで利用されているという実態を考えますと、効果はあったと思いますけれども、実態を厳密に数字という形で把握していなかったというところは反省点としてございますので、早速、昨年度の状況について確認をしてまいりたいと思っております。

○山口副委員長 上限額ってどうやって決めたんですか。そのインパクトがどれだけあるのかというところで上限額を決めていたり、本当にこの上限額で抑制につながるのかというところは、きちんと把握すべきところだと思うんですけども、この上限額はどうやって決めているんですか。

○堀みやざき文化振興課長 資料12ページの真ん中ほどに、「上限額、生徒1人当たり6,480円」と書いておりますけれども、1か月1人当たりの食費を1万8,000円と想定しまして、これに令

和3年度の物価上昇率3%を掛けますと540円となることから、1か月1人当たりの食費の上昇を540円と見ております。これに12か月を掛けて6,480円、年間の1人当たりの物価上昇の影響を受ける金額として算出しております。

○山口副委員長 その物価上昇率分が抑えられるので、そのまま上がることはない、寮費や食費が上がらないように、3%ぐらいのインパクトがあるようにはしていますということですね。1万8,000円はどこから持ってきているんですか。

○堀みやざき文化振興課長 公立学校の寮も同様の支援をしているんですけども、そこと併せまして今回の制度を構築しております。公立学校の寮の令和3年度の食費が1か月1人当たり1万8,000円ということで確認しておりますので、この数字を基礎としております。

○山口副委員長 やはり、続けるのであれば、数字的なものであったり、本当に皆さんの想定する3%の物価高に対応できているのかどうかというところの検証はやっていただかないといけません。もちろん我々も支援してあげたいので、強く反対することはないかもしれませんが、事業構築としては少し粗いような気もしているので、根拠をしっかりと押さえながら続けていただければと思います。

本当の目的である物価高騰に対する支援ができていくかどうかというところが、今の状態だと少し弱いかなという気がしています。必要があれば上げるべきだと思っておりますから、しっかり検証した上で、また事業を組み立てていただければと思います。要望です。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、次に、報告

事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中村総合政策課長 総合政策部の令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

常任委員会資料13ページを御覧ください。

これは、令和4年度から本年度への繰越額の確定に伴い、今回、御報告を行うものであります。

総合政策部では、表の中ほどにありますとおり、「トラック事業者物価高騰対策支援事業」6,812万4,000円、「消費生活センター施設修繕事業」4,225万円、「県立芸術劇場大規模改修事業」14億7,331万9,000円余、3事業の合計15億8,369万3,000円余となっております。

繰越しの理由といたしましては、関係機関との調整や工法の検討等に日時を要したことなどによるものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○河村総合交通課長 常任委員会資料14ページを御覧ください。

宮崎カーフェリーの令和5年度の輸送実績について御報告させていただきます。

令和5年度は、新船2隻体制で通年で運航された最初の年となっております。新型コロナウイルスの5類移行に伴う社会経済活動の正常化や、物流2024年問題の対応に伴う海上輸送へのモーダ

ルシフトも寄与し、貨物・旅客の輸送量は前年度から増加しているところでございます。

具体的には、令和5年度の貨物輸送量は、図の左側の部分でございますが、トラックで6万9,076台となっております。前年度比でプラス8,040台、113.2%と増加しております。

コロナ禍前の令和元年度と比較した数字では104.1%となっております。貨物量はコロナ禍前の水準まで回復している状況でございます。

次に、令和5年度の一般旅客でございますが、右の図でございます。令和5年度の実績で12万4,042人となっております。前年度比でプラス2万9,433人、131.1%と増加しております。新船において個室を増加させましたので、旅客定員が旧船の690名から新船で576名に減少しており、約8割程度となっていることに留意が必要ですが、令和元年度と比較しますと、93.8%というような状況でございます。

また、足元の状況ですが、令和6年の4月、5月は、貨物・旅客ともに前年を上回る堅調な輸送実績であると聞いておりますけれども、引き続き、関係機関一体となって、カーフェリーの利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、令和5年度における宮崎カーフェリーの決算につきましては、6月下旬の株主総会において明らかになるものでございまして、その内容については、7月の総務政策常任委員会で改めて報告をさせていただきたいと思っております。

○濱川中山間・地域政策課長 委員会資料15ページを御覧ください。

令和5年度の移住実績についてであります。

1、移住実績についてですが、県及び市町村が移住施策により把握した移住世帯につきまし

て、世帯数と人数の両方の統計を取り始めた平成27年度以降の推移を示しております。

グラフの青色が移住世帯、オレンジ色が移住者の数となっております。令和5年度の県全体の実績は、グラフの一番右側のとおり、世帯数が1,877世帯、人数が3,729人と、過去最高の移住実績となっております。

増加の要因につきましては、新型コロナの5類移行後も地方回帰の大きな流れが継続していることや、テレワークをはじめとする多様な働き方や、生活の質にこだわるライフスタイルが定着していることに加えまして、移住相談への対応から就職までの一連の流れや、移住支援金などの個別の施策がうまく連動していることによるものと考えております。

さらには、都城市への移住が大きく増加したことも影響しているところでございます。

なお、ページ一番下に記載しておりますとおり、本県では移住の定義を「本人や家族の意思に基づき、定住することを目的に、県外から県内に生活の拠点を移すこと」としておりまして、勤務先の都合による転勤や進学による転入は除いております。

次に、16ページを御覧ください。

移住実績の年代別内訳と移住前居住地の地域別内訳を表しております。

左側が年代別内訳になりますけれども、30代が610世帯と最も多く、次いで20代の489世帯、その次が40代の363世帯となっております。

ページ右側の地域別の内訳でございますけれども、九州・沖縄地方からの移住が753世帯と最も多く、次いで関東地方の558世帯、その次が近畿地方の303世帯となっております。

令和4年度までの実績においては、関東地方からの移住が最も多かったところでしたが、令

和5年度につきましては、九州・沖縄地方からの移住が最も多い状況です。その内訳としては鹿児島県からの移住が最も多く、次いで福岡県、熊本県の順となっております。

次に、17ページを御覧ください。

令和3～5年度の移住世帯の市町村別内訳を表しております。

太枠の令和5年度の欄を御覧いただきますと、都城市が1,034世帯と最も多く、次いで宮崎市の395世帯、その次が延岡市の103世帯となっております。

令和4年度の実績から増減のあった主な市町村についてですが、都城市の増加につきましては、市独自の移住者向けの給付金を創設したことや、保育料、子ども医療費の無償化などの子育て支援を充実させたことなどによるものであります。

一方で、移住世帯数が減少している市町村もございますけれども、移住者の住まいとなり得る空き家の掘り起こしが追いついていないことなどが影響しているとのことであります。

以上が、令和5年度の移住実績となりますが、今後とも本県の魅力を発信して、移住促進に取り組むとともに、市町村と連携しながら定着に向けた取組にも力を入れてまいります。

○福崎デジタル推進課長 宮崎県情報化推進計画の改定について御説明いたします。

委員会資料18ページを御覧ください。

まず、1の現計画についてであります。

本計画につきましては、本県におけるデジタル化施策の方向性を示すために、令和3年に策定した計画であります。

現計画では、一番下の施策の柱にありますとおり、「行政」、「暮らしと地域産業」、「情報環境の整備」の3本柱で施策を進めてまいりまし

たが、今年度末に計画の終期を迎えることから改定を実施するものであります。

続きまして、2のこれまでの取組であります。

計画の推進にあたり、庁内に宮崎県デジタル化推進本部と分野別の4部会を設置しまして、それぞれの部会ごとに行政のデジタル化、県民生活の利便性向上、農業をはじめとする地域産業の振興、デジタルに不安のある方への対策などの取組を進めてきておりますが、取組を進めていく中でも課題が明らかになってきております。

次のページを御覧ください。

デジタル人材の不足であります。

業務プロセスを理解し、それに適したデジタル技術を用いた業務改革プランが提案できる高度なデジタル人材、あるいは、デジタル技術を活用した取組を実際の現場で導入・普及・定着できる、マネジメントに優れた人材など、こういった様々な場面でのデジタル人材が不足しております。

また、2点目にありますように、デジタル化の取組の差であります。

自治体間や企業間に関心や理解に温度差がありまして、結果としてデジタル化への取組の差が生じておるところであります。

これらの課題を踏まえ、次期計画策定では、4の改定に向けたポイントにありますように、次の2点を中心に市町村、民間団体と議論を進めてまいります。

まず、1点目のデジタル人材の育成・確保については、各分野共通の課題となっておりますので、新たに柱立てをしまして、人材育成・確保の取組を強力に推進します。

また、2点目につきましては、取組主体を明確にし、全体的な底上げを図るために、施策の

柱を「行政」、「産業」、「地域と暮らし」の3つに再構築し、取組主体を明確にしまして、分野内での成功事例の横展開やサポート体制の充実・強化を行うことにより、全体的な底上げを図ってまいります。

20ページを御覧ください。

5の今後の改定スケジュールであります。

今後、市町村及び関係団体と意見交換を行いまして、9月定例会及び11月定例会で骨子案及び素案を御報告いたしまして、その後、パブリックコメントを経て、令和7年2月定例会で最終案を御報告して、3月の次期計画を策定する予定でございます。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はございませんか。

○岩切委員 御報告ありがとうございました。

移住実績に関してですけれども、都城市の努力がこの結果をもたらしているというか、相当に大きな実績をつくっています。

現地で移住者の実情などを聞くと、数か月仕事を探したけれど見つからないまま、そのままどうしようかというような流れがありました。また、生活保護を受給し始めたという方もいらっしゃるというような話も聞きます。

それは、移住されてきた方々の個別の事情なのでよろしいのですが、移住されてきた方々の支援についての実情把握というのは、県としてはどのように進められているのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 移住された方の定着に向けた取組というのも非常に大事と認識しております。

現在、移住者の方々をサポートしてくださる窓口を設置いただいている市町村も多くあるん

ですけれども、そういった取組に対して県として支援するなどの形でサポートをしております。

ほかに、移住者の方々の声を聞く機会等も、なるべく多くつくっていきたいと考えております。

○岩切委員 大きな金額が魅力的に映って移住を決意された方、隣の曾於市から移ってきた方とか、いろいろお話も聞きますが、いずれにしても、宮崎県の社会動態としてプラスに持っていく努力を市町村と共にやっていくわけですから、県内外のいろいろな努力を紹介しながら、移住されてきた方々がしっかり定着していくことに対しては、相当に目配りをしないとイケません。

それは県として相当な役割があるかと思えますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○後藤委員 移住実績についてお聞かせ願ひたいのですが、岩切委員がおっしゃるのは、我々もよく聞いています都城市の給付金支援制度のことでした。

26市町村全ての実績ということで、小さい町村においては、空き家の掘り起こしが進んでいないから増えていないという、原因まではっきりお示ししていただいているのですが、資料17ページの市町村別内訳表の一番下段にある「不明」というのはどういうことでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 こちらは市町村や、いろいろな相談窓口から受けた数字を集計しているわけですが、移住者によっては、個人情報をお知らせしたくないと考えておられる方がいらっしゃいます。そういう方々を不明ということで、計上させていただいております。

○後藤委員 給付金対象とかにはならないということですか。

○濱川中山間・地域政策課長 そうですね。今回の移住実績は、給付金を受けられた方々だけではございません。それ以外の方もいらっしゃいますので、移住給付金を受給された方以外である可能性もございます。

○後藤委員 生活拠点を移しているわけですよね。個人情報という観点からだけでということではよろしいですか。

○濱川中山間・地域政策課長 個人情報の観点からということではよろしいと思います。

○山口副委員長 宮崎県情報化推進計画の改定について伺いたいんですが、先ほどの説明の中でも、「情報化」という言葉をほとんど使っていないで、「デジタル化」とか「DX」などを使っているんですけれども、計画の名前については、このまま「宮崎県情報化推進計画」なんですか。

○福崎デジタル推進課長 委員御指摘のとおりでございます。令和3年度当初は、「デジタル化」という言葉自体が何か取っつきにくかったり、苦手意識があったというところもあり、「情報化」という表記で計画がつけられています。4年たちまして、「デジタル化」という言葉が一般化してきているということも踏まえまして、そろそろ「デジタル化」という言葉に統一してもいいのかなと個人的に思っています。そのあたりも含めて、今年度の改定の中で検討していきたいと思っております。

○坂本委員 このデジタル化というのが、かなり幅の広い受け止め方をされるといいますか、何を指してデジタル化というのかはすごく難しい問題だと思います。

ここでデジタル化に加えてデジタル人材という言葉が使われていまして、どの程度の方たちをデジタル人材と考えて、不足している、これから増やしていかなきゃいけないと考えておら

れるのか、教えてください。

○福崎デジタル推進課長 デジタル人材といいますが、委員御指摘のように、非常に幅が広いと思っております。

一般的に、行政や民間企業で言われているところは、SEなどの実務に携わる——デジタル技術を使ってソフトウェアを開発したりする高度な人材が少なくなっているというところもあります。

国におきましては、そういった人材もしっかり育てていきたいと思いますところもありますが、当然、組織全体でデジタル化を進めていくためには、デジタルにある程度理解をしてもらうということが大事だと思っています。

ITパスポートなどの国家試験がありますけれども、そういったことで底辺を広げていくことも必要になってきます。デジタル社会においては、パソコンやスマートフォンを使いこなしたりすることなどが入り口になってくるということを踏まえ、そういった底辺から広げていく人材育成も必要かなと思っていますところがあります。

○坂本委員 今の時代、自宅にはパソコンがあって、スマートフォンを使っており、かなりの割合の方がデジタル機器に触れる環境におられると思います。しかし、仕事などの環境になるとなかなか進んでいないという面が見えています。

おっしゃったようなデジタル人材の定義でいうと、そういう方たちはそこそこいらっしゃると思うのですが、なかなかそれが職場で反映されていないというのが、パソコンなどの環境をつくるための費用がかかるということで、なかなか会社や事業所が用意してくれないということで、そういう面のほうが実際多いんじゃないかなというのを感じています。

学校の話で少し具体例を出しますと、学校の教員のICT力がなかなか上がらないという話が、今回の議会の質問でも出ましたけれども、学校に行ってみますと、「これはいつの時代のパソコンですか」というものを使っていて、これでは、デジタル活用の計画を立てても使う気にならないというか、活用されないんじゃないかなというのをすごく感じるんです。

ですから、人材育成と並行して、そのための環境整備のためにお金を使っていくということを入れていかないと、あまり進まないのかなという印象を強く持っています。そういう面でのデジタル推進をぜひ何か施策として出していきたいと思っています。

○福崎デジタル推進課長 委員御指摘のとおり、なかなかデジタル環境整備が整っていないところも、普及には重要な要素であります。この委員会室にパソコンが持ち込めるようになったのもつい最近でございますので、そういった環境整備も含めてしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○丸山委員 同じくこのことについてですが、先日の時事通信の情報として、政府は2026年までにデジタル人材を累計で230万人とすることを目標に掲げているということが出ているのですが、既に35万人だったのが2023年度までに51万人できましたとアンケート調査の報告がされています。

宮崎県ではまだまだ足りてないということは、都市部に集中しすぎて宮崎県は全然進んでいないという認識の報告と理解していればよろしいでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 国の指標を見ますと、例えば、学生向けに大学等で行われるAI教育のプログラムの認定制度の受講者であるとか、

社会人向けの経済産業省の所管団体が行う情報処理技術者試験の受講者、DX認定制度の人材育成のプログラムの受講者あるいは厚労省所管の公的職業訓練施設で行うようなデジタル分野の訓練科目の受講者をトータルして、昨年度で51万人育成しましたという積み上げの話をしているようです。

デジタル社会と言われていいますので、皆さんの興味関心が非常に高まっているんだろうと感じているところですけども、受講も都市圏が半分、地方圏が半分となっています。宮崎県がどれだけ受講しているというデータはありません。

決して大都市だけという話ではないんですけども、現場でどれだけ使える人材になっているかということについては、少し時間が必要なかなと思っています。現場でしっかり効果を出すためには多少時間がかかるかもしれませんが、こういった人材育成制度、人材プログラムを含めて、積極的に受講をしていただけるよう、人材育成についても推進していきたいと思っております。

○丸山委員 ぜひ、地方にデジタル人材が少なくならないようにお願いします。地方のほうがそういったニーズも、農業などを含めて多いはずですので、本来は早くこちらに代わるものをやらないといけないと思っています。

今回のこれでは絵に描いた餅であって、結局、デジタル人材が集まらないような感じがあります。令和6年度で一応節目になるんですが、今回、本当にかっと変えてやらないと、おそらく宮崎県は取り残されてしまうような気がしています。

絵に描いた餅じゃなくて、本当にできるんだと、どう困っているんだというのをしっかり分

かるような形として出してもらわないと、ただ単に、「各分野に任せましたが、各分野がやらなかったから駄目でした」というのではなくて、本部がしっかりやるということをお願いいたします。

絶対に人が足りないのだから、ここをこういうふうに変えなくちゃいけないだよというのを、明確に課題を持ってしないといけないと思っているんですが、何か甘いのかなと感じています。しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

○福崎デジタル推進課長 委員の指摘はごもつともでございます。人材育成は一番の要、基礎でありますので、県だけではなくて民間も含めて、人材育成にしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○丸山委員 あと、気になるのは2025年までに市町村がクラウドでやらなくちゃいけないと決まっているんですが、ここもかなり厳しい状況だと聞いています。費用の分担を含めて、国がしっかり出すと言うけれども、維持管理を含めて本当に大丈夫なのかとか、このあたりが市町村が一番悩んでいるところだろうと思っております。

それを県がどのように支援していくのか、国は本当に支援してくれるのか、本当に人がいないものですから、今後、どう進んでいくのか非常に心配なのですが、そのあたりの状況を含めて教えていただきたいと思っております。

○福崎デジタル推進課長 委員御指摘のように、基幹システムの20業務を国が指定するクラウドに移行する作業を市町村が進めているところでございます。市町村によっては、情報担当部署に十分な人員がないところもありますので、市町村のニーズに応じて、県から高度な人材を

有する企業に委託しまして、きめ細かく市町村に合った支援体制を組んで、御用聞きのような形で、積極的に支援をしております。

今のところ、国が示しました令和7年度中のガバメントクラウドへの移行については、全市町村からは「移行できる」という回答を受けているところです。全国各地で行われているため、作業については集中するというのも考えますので、移行完了までにしっかり作業が完了するよう、県としても引き続きサポートしてまいりたいと思っています。

費用面についても、令和7年度中に移行が完了しなかった場合どうするのかとか、委員が言われたような不測の事態とか、移行後どうするんだというところにつきましては、全国共通の課題ですので、全国知事会も含めて、しっかり国に対して要望してまいりたいと考えております。

○岩切委員 宮崎県情報化推進計画の改定に関連してです。

課題として、19ページに取り上げられている2点があるんですが、デジタル化推進の中で、新しい犯罪の形がどんどん出てきていることから、巻き込まれ感みたいなものが県民の中に強くあって、触ると不安だというのが、特に私どもの年齢以上のところになると強くあるように思います。

そこに対する対策をしっかり行い、現計画に書かれている安心・安全な形で、デジタル化・情報化を推進されるということが、もっと明確になっていく必要があるのではないかと思いますので、県民のデジタルに対する不安もぜひ捉えていただいて、議論いただけるとありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 政府におきましても、

誰一人取り残されないということを、デジタル化の目標として掲げております。

そういったデジタル化への不安というのは十分承知しております。システムに関していいますと、セキュリティーを厳重にして管理しておりますので、マイナンバーカードについても、情報漏洩があることはまずないと思っておりますが、不安の解消につきましては、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○黒岩委員 移住実績ですけれども、移住で来られた方のデータはよく出てくるんですが、この定着率のデータも見たいのですが、そういったものは取っていらっしゃらないのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 移住してこられるときは、県や市町村の移住窓口を通じてということで、そこでカウントできます。仮に移住されてきた市町村を去られるというような場合に、どの窓口にも連絡せずに去られるというケース等もございまして、なかなかその後の定着状況を正確に把握するのが難しいということで、データのななものもございません。

もちろん、移住支援金を活用された方は、ある一定の年数その市町村に居住しなければいけないという条件がありますので、その期間内であれば把握できますが、それ以外で移住された方もいらっしゃいますので、そういった観点で、なかなか把握は難しい部分でございます。

○黒岩委員 昨年、特別委員会で県内のある町に行きましたが、非常に定着率がよくないとのことでした。データを持ち合わせておりませんが、半分近くは出ていっていらっしゃるんだなという話もあったものですから、定着率にもしっかりとスポットを当てていただき、出ていかれた理由についても対策しながら、次は定着もやっていくんだというところはお願いしたいと思

ます。

それともう一点、この移住される方のエリアについてです。どこから来られるかというところを見ると、大体東京都や大阪府辺りが多いのだらうなと思いますが、実際は九州が多いんですね。4割ぐらいが九州内から来ていらっしゃるということですから、これに応じた移住相談のやり方とか、エリアをどこにするかといったようなところについて、移住相談会ではどのような感じでやっていらっしゃるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 移住相談につきましては、県外の移住窓口を東京都、大阪府、福岡県にそれぞれ設けておりまして、それぞれで日頃から相談に応じています。また、相談会につきましても、東京都、大阪府、福岡県といったようなところで開催している状況でございます。

○黒岩委員 鹿児島県が結構多いことに少しびっくりしましたが、隣県もまだまだチャンスがあるのかなと思っておりますので、そういった機会をつくっていただいて、数字を伸ばしていただきたいと思います。

あと、一般質問もしましたが、シニアの取組のほうもよろしくをお願いします。

○丸山委員 カーフェリーの輸送実績のことでお伺いします。

貨物のほうも、年間に大体65,000~66,000台は乗らないと経営がうまくいかないということでしたが、これを超しているからいいと思っています。

搭乗率は恐らく春は結構多くて夏が少ないとか、いろんな問題点があったと思いますが、どういう状況と理解したらよろしいでしょうか。

○河村総合交通課長 具体的なパーセンテージという意味では、宮崎カーフェリー株式会社か

ら開示されていませんけれども、やはり全体的なトレンドとしては、冬場の農産物の宮崎県からの輸送が多くなってきております。そのため、全体的には夏場が冬場に比べると比較的抑えられている状況になっています。

さらに、ほかの目線から見ると、季節変動ではないんですが、下りがやはり弱いというのは引き続き続いています。我々としても全体的なモーダルシフトを推進する支援策や、下りに関わっても、宮崎カーフェリー株式会社が割引できるような支援策も持っていますので、そういったところで足りない部分をフォローしていきたいとは思っています。

トラックや旅客についての数値評価ですけれども、基本的に、ももとの計画の輸送量よりは大きい数字とはなっていますので、数字自体は順調に推移していると思っております。

○丸山委員 帰り荷の対策も含めて補正予算も昨年から組んで、調査・対策をしますということで事業をつくったんですが、具体的にはどれくらいの効果があったと理解すればよろしいでしょうか。

○河村総合交通課長 新しい契約といいますか、事業者が参入しているという話は聞いていますし、それが実際にこの数字に表れているという状況だとは聞いております。

実際、下り荷はまだまだ運ぶもの自体のニーズが厳しいところもあって、空荷のまま、そのまま下り荷として運ぶのも一定の割合があると聞いております。やはりその需要の掘り起こしといいますか、そういったところも併せてやる必要があるのかなと思っております。

○丸山委員 今月末に具体的な収支が出てくると思いますが、ぜひ各月ごとの搭乗率なり、また帰り荷がどれだけあったとか、補助を入れて、

帰り荷対策を行った結果、どういったところが伸びていたとか、どういうのが足りないとかという具体的なことを報告もしていただきたいと思っています。

そうしないと、カーフェリーの新船についてはかなり県議会で議論をしましたので、宮崎カーフェリー株式会社にもしっかり報告していただくよう、お伝えしていただくとありがたいと思っています。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、その他で何かございませんか。

○岩切委員 建設中の（仮称）新宮崎県プールの敷地内の放送局などの所管は総合政策部でよろしいんですか。

準備されている放送局や大学、メディカル・飲食モールは順調なのでしょうか。あまり情報が入ってこないものですから、プールの完成に合わせて、同じ時期に完成するという見通しでよろしいでしょうか。

○中村総合政策課長 現在、プールの進捗状況については、今のところ予定どおり工事のほうは進捗していると把握しております。

○岩切委員 プールの敷地内にある放送局などについてです。

○守部産業政策課長 高等教育機関を管理しておりますので、大学の部分についてだけ御説明させていただきます。

宮崎大学のサテライトキャンパスが錦町にできることになってはいますが、来年の7月に供用開始する予定で準備を進めております。

○須波広報戦略室長 MRTの関係で私どもが把握している情報ですけれども、今年の9月に工事着工ということで、予定どおりと聞いてお

るところでございます。

○中村総合政策課長 それぞれお答えいただいたとおり、PFIの契約状況についても、今は、メディカル・モール等も含めて順調に進んでいるとお聞きしております。

○重黒木総合政策部長 個別のお話ばかりだったものですから、まとめて申し上げます。

全体の敷地のうち、プールのところはPFIでやっておりまして、今年の12月に竣工し、オープンが来年度の4月と聞いております。

手前のほうというか、それらは民間収益事業ということで、PFIに付随する事業という形で開発をお願いしておりまして、大きくは放送局、大学、それから医療のエリアと、あとは飲食店が少しできるというところになっております。大学と放送局はそれぞれ担当課長が答弁したとおりでございます。

残りの病院みたいなところが入るようなところ、それから飲食店のところも契約はしっかり済んでおりまして、オープン時期はまだはっきりしていないところもございますけれども、当初の計画どおり出来上がると聞いております。

プールが出来上がったタイミングと、残りの民間収益事業が出来上がるタイミングに少しタイムラグがあります。先にプールができて、その後、国民スポーツ大会が始まるまでには全体像が出来上がっていくというイメージで考えていただければと思います。

○岩切委員 タイムラグがあるということが分かりました。

それと、現地に行くと、警察署の横ですが、「テナント募集」と大和ハウスの看板が大きく出ておりまして、まだ募集しているのかなと思って、順調なのかなと少し疑問があったので確認させていただきました。

○川添委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時36分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、総務部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 総務政策常任委員会資料の2ページの目次をお願いいたします。

本日御審議いただきます議案等について御説明いたします。

まず、1の予算議案であります。議案第1号及び第14号の「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号、第2号）の概要」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案は、「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」など、条例改正2件であります。

次に、報告承認は、「宮崎県税条例の一部を改正する条例」について、専決処分の承認を求めるものであります。

次に、4の報告事項は、「令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」についての報告であります。

次に、5のその他報告事項は、「みやざき行財政改革プラン（第四期）の取組状況について」など、3件の報告であります。

3ページをお願いいたします。

令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第1号、第2号）の概要についてであります。

議案第1号「令和6年度宮崎県一般会計補正

予算（第1号）」は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

次に、議案第14号「令和6年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」は、硫黄山河川白濁対策等に必要な経費について措置するものです。

4ページをお願いします。

一般会計補正予算の歳入一覧であります。

表の左から3列目、今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

この補正による一般会計の歳入財源は、自主財源の下から3行目の繰入金が1億7,214万8,000円、依存財源の下から2行目の国庫支出金が14億4,523万9,000円、その下の県債3億4,870万円であり、補正額は、一番下の19億6,608万7,000円の増額となります。

同じく、今回補正額の議案第14号の列を御覧ください。

この補正による一般会計の歳入財源は、自主財源の下から3行目の繰入金で7,732万7,000円の増額となります。

この結果、次の列の一番下の行になりますが、補正後の歳入合計、予算総額は6,618億2,541万4,000円となります。

5ページをお願いいたします。

一般会計補正予算の歳出一覧であります。

今回の補正予算を款別にまとめております。

左から3列目の、今回補正額の議案第1号の列を御覧ください。

主なものを説明いたします。

上から2行目の総務費は、昨年11月に国から配分を受けました重点支援交付金を活用し、交通・物流事業者に対しまして、燃料費高騰分を補助するための経費等であります。

4つ下の農林水産業費は、食品製造事業者に

対しまして、輸出に必要なH A C C Pの基準を満たす施設整備等に要する費用を補助するための経費等であります。

次の商工費は、半導体関連企業に特化した産業用地の確保に係る市町村への補助や、展示会への出展等の誘致活動を行うための経費等であります。

次の土木費は、国庫補助決定を受けました社会資本整備総合交付金事業等を実施するための経費です。

議案第14号の列を御覧ください。

上から4行目の衛生費は、硫黄山の火山活動に伴う火山噴出物処理対策として、水質改善施設の機能回復や濁水流入防止対策等を行う経費であります。

その2つ下の農林水産業費は、えびの市農業再生協議会を通じまして、河川白濁・水質悪化により、水稻作付を断念しました農家に対し、代替作物導入等の支援を行うための経費であります。

以上が、予算案の概要であります。

なお、歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び各課(室)長から説明いたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○池田財政課長 資料6ページを御覧ください。

3の歳入科目別概要ですが、中ほどの今回補正額の欄と一番右の説明欄について、議案第1号と議案第14号に分けて記載をしております。

まず、繰入金ですが、議案第1号分で1億7,200万円余、議案第14号分で7,700万円余を繰り入れます。

議案第1号分は、「半導体関連企業誘致加速化事業」に必要な経費について、宮崎再生基金から、そのほか国庫補助決定に伴う経費負担分や、その他必要な経費については、財政調整積立金から繰り入れることとしております。

議案第14号分は、硫黄山河川白濁対策等に必要な経費を全額財政調整積立金から繰り入れます。

7ページを御覧ください。

次に、国庫支出金についてです。

議案第1号分で14億4,500万円余を受け入れます。

議案第1号の国庫支出金は、国庫負担金、国庫補助金及び委託金の3つです。

まず、国庫負担金ですが、これは土木費国庫負担金として、道路新設改良などの公共事業に伴う負担金を受け入れるものであります。

次に、国庫補助金についてであります。

まず、丸の1つ目、総務費国庫補助金ですが、これは交通・物流事業者に対する燃料高騰分の補助など、物価高騰対策を実施するために、昨年11月に配分を受けた重点支援交付金の本省繰越分を受け入れるものです。

次に、丸の2つ目、民生費国庫補助金ですが、これは高次脳機能障がい者の相談支援事業所等における相談・支援体制の強化を図るために、障がい者自立支援事業費を受け入れるものです。

3つ目、衛生費国庫補助金ですが、個人や事業者に対する太陽光発電設備等の導入に要する費用の補助等に充てるために、ゼロカーボン推進事業費を受け入れるものです。

次に、4つ目、農林水産業費国庫補助金ですが、これは食品製造事業者等に対して、輸出に必要な基準を満たす施設整備等に要する費用の補助等に充てるため、農畜産物輸出拡大施設整

備事業費等を受け入れるものです。

次に、5つ目、土木費国庫補助金ですが、公共事業の増額補正に伴いまして、社会資本整備総合交付金事業費等を受け入れるものです。

次に、8ページを御覧ください。

丸の1つ目、教育費国庫補助金ですが、これは指定県立高校において、デジタル人材を育成するために、情報教育等設備整備費等を受け入れるものです。

その下、委託金につきましては、ライブ配信型の遠隔教育等に係る調査研究のための財源等といたしまして、教育費委託金を受け入れるものです。

最後に、表の一番下の県債ですが、これは公共事業の増額補正に伴うものであります。

これら全て合わせました補正後の額は、一番下、歳入合計の右から2番目の欄でございますが6,618億2,541万4,000円となります。

歳入予算の説明は以上であります。

○那須人事課長 議案第1号「一般会計補正予算」のうち、人事課の6月補正予算につきまして御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の10ページを御覧ください。

補正額は、左から3列目にありますように293万3,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように59億6,998万円となります。

補正内容について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

(事項) 人事調整費、補正額293万3,000円の増額であります。説明及び事業名の欄にありますとおり、人事給与管理の調整に要する経費を増額するものであります。これは、異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等にお

いて、職員が応急作業等に従事した際に、災害応急作業等手当を支給するための経費を人事課が一括して予算計上するものであります。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、ただいま説明いたしました補正予算に関連します、議案第8号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページを御覧ください。

まず、1の改正の理由についてであります。

災害応急作業等手当につきましては、これまで、国における適用対象者や支給対象業務が限定される中、本県での支給が想定しにくかったものですけれども、今回の能登半島地震を受けまして、令和6年1月には総務省通知により支給対象業務が拡大され、同年2月には人事院規則において適用対象者の拡大や手当額の改定等も行われております。

本県においても、1月以降、能登半島地震に係る職員派遣を行っており、今回、総務省により支給対象業務に該当し得ると示された災害時の応急作業等に従事した場合等に当該手当を支給するため、改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容についてであります。

まず、国に準じて新たに災害応急作業等手当を新設し、このうち(1)のとおり、異常な自然現象により重大な災害が発生した場合等で、河川の堤防等において行う巡回監視には日額710円、応急作業等には日額1,080円を支給することといたします。

また、(2)のとおり、(1)の作業等に相当すると知事が認める作業を行った場合は、日額1,080円以内で支給することとし、今回の能登半島地震等の大規模災害における避難所運営の

業務または罹災証明に係る家屋調査等の応急作業等に従事した場合は、この規定により支給することとなります。

なお、(2)において、知事が認めることとしている具体的な作業内容等については、規則等において定めることとしております。

最後に、3の施行期日ではありますが、交付の日から施行することとします。ただし、2の(2)については、能登半島地震における応急作業等を支給対象とするため、本県職員を派遣した今年1月19日に遡及して適用することといたします。

○**蛸原税務課長** 税務課からは、議案第4号及び報告第1号につきまして御説明いたします。

委員会資料12ページを御覧ください。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、本年3月30日に「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める総務省令」が改正されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正内容ですが、表の上段、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に規定する課税免除の適用に関する期限が、令和9年3月31日まで3年間延長されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

表の下段、「地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令」に規定する課税免除等の適用に関する期限が、令和8年3月31日まで2年間延長されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

いずれも、課税免除等の適用を延長するといっ

た内容でございます。

3の施行期日ですが、交付の日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用することとしております。

次に、委員会資料14ページを御覧ください。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについてであります。

内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告となります。

今回の専決による改正は、1の改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月30日に交付され、4月1日から施行されることに伴う条例改正について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決を行ったものであります。

2の改正の内容ですが、不動産取得税に係る特例措置の延長に伴う改正であります。

(1)の税率の特例措置の延長につきましては、住宅または土地の取得が行われた際の不動産取得税の税率は、地方税法において4%と定められており、税率の特例措置として、同法附則において、令和6年3月31日まで3%に軽減するとされておりましたが、この適用期限を3年延長し、令和9年3月31日までとしたものであります。

15ページを御覧ください。

(2)の減額措置の期間要件の特例措置の延長につきましては、特例適用住宅の新築用の土地に係る減額措置、これは床面積など、一定の条件を満たす住宅を新築した場合に、土地に係る不動産取得税を減額するという措置でございますが、これについては、地方税法において、土地の取得の日から2年以内に住宅を新築した場合と定められており、この期間要件の特例措置として、同法附則において、令和6年3月31

日まで、3年以内または4年以内と要件が緩和されておりましたが、この適用期限を2年延長し、令和8年3月31日までとしたものであります。

最後に、3の施行期日ですが、令和6年4月1日から施行しております。

○川添委員長 ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

まもなく正午となります。議案の質疑につきましては、午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 では、御異議ございませんので、委員会は午後1時から再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後0時59分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

午前中の議案説明に対する質疑はありませんか。

○丸山委員 議案第8号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

「異常な自然現象により重大な災害」とありますが、どういうものを重大とするのか、規定が何かあるのでしょうか。

○那須人事課長 異常な自然現象としましては、暴風や豪雨、洪水、地震、津波といったものを想定しております。

大規模な、重大な災害というのは、例えば、大規模な土砂崩壊や決壊、冠水、これに類するような災害をイメージしております。

イメージとしては、通常の注意報レベルでは、

こういったものに該当しないのかなと考えていまして、警報レベルで避難となった場合を想定しているところです。

○丸山委員 この手当に該当しますよというのは、知事が判断するのか、局長が判断するのか、誰が判断するようになるのでしょうか。

○那須人事課長 知事が規則等の中で定めるといった形になります。

○丸山委員 規則ができれば、明確に、大雨・洪水警報が出たときなども出るということではないのでしょうか。

○那須人事課長 規則や通知において、国の取扱い等も含めながら検討すること、個々具体的な災害等に応じて検討するような形になるかと考えています。

○黒岩委員 同じく議案第8号ですけれども、例えば、県の場合には警察本部もありますし、教職員もいらっしゃいますが、どの範囲の職員が対象になるのでしょうか。

○那須人事課長 今回の条例改正については、知事部局の職員が対象になります。警察職員等についても、既に条例等ございまして、そういった規定はございます。今回、国のほうで額が改正されたりしておりますので、そういった改正等については、警察本部のほうで検討していると聞いております。

○黒岩委員 参考までになんですが、被災地に職員が派遣される場合の取扱いは、出張扱いなのでしょうか。どういった感じで派遣ということになるのでしょうか。

○那須人事課長 昨年度、基本的に短期で応急的に要請されて行っているものは出張扱いで派遣しております。

ただ一方で、今年度に入りまして、長期的に3か月もしくは4か月のスパンで、年度末まで

派遣するような技術職もございます。そういった職種については、自治法派遣という形で派遣するような形になっております。ですから、派遣先の自治体の身分も有しながら派遣をしているといったような形になります。

○黒岩委員 出張の際に、例えば、土曜・日曜も被災地で作業した場合、超過勤務手当は出るのでしょうか。

○那須人事課長 職員派遣という形で土日もしっかり休みが取れるかというのと、やはり災害復旧の応援という形で行っておりますので、取れないケースもございます。そういった場合については、基本的には、帰ってきていただいた後、振り替えて休んでいただくということを前提に考えております。そういったことが不可能な場合は、勤務手当を支給するといったようなことになろうかと考えています。

○坂本委員 鳥インフルエンザ等が発生したときの殺処分で、職員の方が対応していただいていると思いますが、その場合の手当は、どのような形になっているのでしょうか。

○那須人事課長 手元に資料がないのですが、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するという条例ですけれども、この特殊勤務手当の中には、例えば、家畜伝染病防疫等手当とか、そういったものもございます。こういった場合に、鳥インフルエンザでの屠殺や埋却であれば、日給として380円支給されるような形になっております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○徳松財産総合管理課長 常任委員会資料16ページを御覧ください。

当課からは、令和6年2月の定例会におきまして御承認いただきました事業の繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

まず、1行目の事業名「庁舎公舎等保全事業」についてであります。

これは、都城総合庁舎の屋上防水工事において、既存の防水層が2層構造であったため、撤去に想定以上の時間を要したことなどから、工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は8,476万6,000円となっております。

工事につきましては、令和6年5月16日に完了いたしました。

次に、2行目の「電気機械管理事業」であります。

これは、本館の消防設備改修工事において、施工時間を日中から夜間に見直す必要が生じるなど、想定以上に施工時間が限られたことなどから、工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は8,529万5,000円となっております。

工事につきましては、令和6年6月14日に完了いたしております。

最後に3行目、「県有施設災害復旧事業」であります。

これは、落雷で被災した榊形山中継局多重無線等の復旧工事において、世界的な半導体供給不足により、無線用の基盤等の納入が遅れまして、工期を延長したことに伴うものでありまして、繰越額は346万4,000円となっております。こちらの工事については、まだ完了していません。

○中尾危機管理局長 同じ資料の上から4行目、「指定避難所（県有施設）の環境改善緊急対策

事業」であります。

この事業は、能登半島地震の発生を受けまして、緊急対策として、令和5年度補正予算で実施しておりましたが、工期等が不足するため繰越しとなったもので、繰越額は1億6,151万8,000円であります。

○羽田消防保安課長 同様に資料の一番下の行、「航空消防防災管理運営事業」であります。

これは、防災救急航空センター受電設備の経年劣化に伴う設備更新の設計委託工事を実施しておりましたが、設計委託終了後の工事発注について、関係機関との調整、必要な資機材の調達期間などに日時を要したため繰越しとなったもので、繰越額は559万9,000円であります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○池北行政改革推進室長 みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取組について御報告いたします。

委員会資料の17ページを御覧ください。

第四期の行財政改革プランについては、令和5～8年度の4年間で取り組むこととしておりますが、1の基本的な考え方にありますとおり、県総合計画の基本理念「安心と希望の未来への展望」を支える持続可能な行財政基盤の確立を図るため、右の図のとおり、4つの視点の改革プログラムと財政健全化指針に基づき、各種の取組を進めております。

本日は、令和5年度の主な取組について御説明いたします。

次の18ページを御覧ください。

資料の左側、1つ目の視点、「県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくり」でございます。

本県の強みを生かし、さらなる成長につながる日本一挑戦プロジェクトの推進や、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催準備のため必要な組織体制を構築するほか、適正な定員管理を行ったところでございます。

また、県政を支える職員の確保・育成を図るため、職員試験制度を見直し、また、職場でのOJT、自治学院等での効果的な研修などにも取り組んでおります。

次に、資料の右側、2つ目の視点でございます、「多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供」についてであります。

NPOや社会福祉法人と県による協働事業の実施のほか、包括連携協定による企業と連携し、地域社会の活性化や県民サービスの向上に努めてきたところであり、令和5年度は新たに2社と協定を締結しました。これにより、令和5年度末で40社との協定を締結しているところでございます。

次に、19ページを御覧ください。

資料の左側、3つ目の視点でございます、「行政のデジタル化と働き方改革の推進」でございます。

行政サービスのデジタル化により、県民へのサービス・利便性の向上を図るとともに、RPAなどのICTツールの利活用により、庁内の業務効率化を図り、生産性の向上に取り組んでおります。

また、庁内の働き方改革として、テレワークや時差出勤などの柔軟な働き方を推進すること

で、ワーク・ライフ・バランスのさらなる充実を図っております。

さらには、職員の仕事と子育ての両立を図るため、育児休業や各種休暇制度などの取得計画を所属と共有する「子育てマイプラン」の作成や育休代替職員の配置により、育児休業取得の推進を図っているところでございます。

これらの取組もあり、下の表になりますけれども、令和5年度の男性職員の育児休業取得率は52.9%まで上昇しております。

資料の右下、4つ目の視点でございます、「健全な財務基盤の構築と資産の有効活用」についてであります。

県有財産の資産としての有効活用としまして、県有施設等へのネーミングライツの活用に取り組んでおりますが、令和5年度は、新宮崎県体育館におけるネーミングライツのスポンサーを決定したところであります。

これを含め、令和5年度末では6施設において導入しており、今後、運用開始となる新たな陸上競技場やプールへの導入も予定しております。

20ページを御覧ください。

財政健全化指針につきまして、財政健全化に係る目標として3つ掲げております。

資料の左のほう、(1) 財政関係2基金の残高確保、(2) 県債残高の抑制、(3) 健全化判断比率の維持、いずれにおいても、財政の健全化に問題ない数字となっております。

また、資料の右側になりますけれども、2の(1)の財政見通しにつきましては、令和6年度当初予算の編成状況を反映するなど、必要な見直しを行ったものです。

今後も、財政関係2基金残高が一定程度確保される見通しとなっており、財政上の健全性は

維持できるものと考えております。

最後に、21ページを御覧ください。

第四期プランの29ある数値目標のうち、実績が確定した主なものを記載しております。

計画年度の初年度ということもあり、目標値に向け取り組んでいる途上のものも多くあります。今後も、引き続き進捗管理を行いながら、達成に向けて取り組んでまいります。

○蛭原税務課長 委員会資料の22ページを御覧ください。

税務課からは、宮崎県産業廃棄物税条例の見直しにつきまして御説明いたします。

なお、今回の説明内容は、環境部局において、今議会の環境農林水産常任委員会でも同じ内容で報告が行われることになっております。

それでは、資料の説明に入ります。

まず、1の税の目的と課税継続の検討ですが、循環型社会の形成に向けて、九州各県で共同して産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進等を図る施策の費用に充てるため、平成17年4月から、産業廃棄物税を導入しているところであります。

これまで、5年ごとに産業廃棄物の排出抑制等の効果を検証し、課税を継続してまいりましたが、今回、前回見直しから5年目を迎えますことから、今年度、検証結果を踏まえて、課税継続等の検討を行うものであります。

2の今後のスケジュールですが、下線を引いていますところが、主に税務課が対応するものであります。7月に九州各県との事務打合せを行い、11月に常任委員会で環境部局の検討結果等を報告し、来年2月に議案を提出させていただく予定としております。

○中尾危機管理局長 委員会資料の23ページを御覧ください。

国民保護の取組についてであります。

1の概要でございます。

武力攻撃等に対する住民避難などの国民保護の措置につきましては、国が示した方針に基づき、都道府県、市町村、関係機関等が協力して実施することとされておりますが、このうち、沖縄県の住民避難につきましては、離島において輸送手段が船舶や航空機に限られるという特有の困難がありますことから、避難が適切に実施できるよう、その体制づくりに国が特段の配慮をすることが必要とされております。

このことから、国と沖縄県は、圏域を越える広域避難を想定し、令和4年度から先島諸島の住民避難に係る図上訓練を実施しておりましたが、令和6年度からは、1つの想定としまして、九州・山口各県を避難先として設定し、検討を進めることとしたものであります。

国からは、国、沖縄県、先島諸島の自治体と連携の上、令和8年度を目途として、避難住民の受入れに必要な準備事項や役割分担等を整理し、受入れ基本要領を作成するよう、九州・山口各県に対し依頼があったものであります。

次に、2の検討内容についてであります。

本年度は、避難当初の約1か月間において、下で記載しておりますが、輸送手段の確保、ホテル等の収容施設の供与、食品、飲料水の調達及び提供、生活必需品の調達及び提供、避難者の健康管理、通信設備の提供の6つの事項につきまして整理し、熊本県が作成しました、八代市でのモデル計画を参考に、受入れに係る初期的な計画を作成することとしております。

次のページを御覧ください。

参考としまして、先ほど申し上げました、熊本県が昨年度作成した八代市での受入れモデルの計画の概要を記載しております。

このモデル計画では、沖縄県多良間村の住民約1,000人を受け入れるという想定で、鹿児島空港に到着した多良間村の住民を八代市内へ搬送し、宿泊施設等で受け入れるまでの手順や食料品等の供給方法などに関する検討が行われております。

本県におきましても、このモデル計画を参考に、検討を行ってまいります。

前のページにお戻りください。

先ほどの2の検討内容の一番下に米印で記載しておりますが、令和7年度以降は、避難が長期化した場合に必要となります、就労・就学の支援や仮設住宅の供与などにつきまして、検討を行う予定となっております。

次に、3の避難元市町村と避難先県の設定についてであります。

避難先でのコミュニティ維持、経由空港からのアクセス及び各県の宿泊施設等のキャパシティ等を勘案し、本県は、福岡県、熊本県、鹿児島県とともに、宮古島市の住民を受け入れるという設定が国から示されたところでありませ

次のページを御覧ください。

最後に、4の令和6年度のスケジュールについてであります。今後、7月中旬までをめどに、関係機関等のヒアリングを行った上で課題を抽出し、計画の作成に取り組んでまいります。途中で、国や九州・山口各県との検討会も挟みながら、来年2月をめどに計画を作成する予定であります。

作成した計画につきましては、3月の常任委員会でも報告させていただく予定です。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございません

か。

○山口副委員長 行財政改革プランの取組状況についてお伺いします。

県のホームページを見ると、2年前くらいまでは数値目標の進捗状況が、主なものだけではなくて全部報告されていたように見受けられるのですが、昨年度から主なものという形になっているのかなと思います。

見やすくなっているという点は非常にいいなと思いますが、基本的には全部報告してもらいたいですし、オープンにしていだきたいなという思いもあります。公表の仕方としてはどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○池北行政改革推進室長 指標としては29ございます。現時点で、令和5年実績として未確定のものがまだその内8つございます。そして、残りは実績が出ていますけれども、そういった数字として出ております。

見やすさということで限定した数字になっていますけれども、そういったところもしっかり見ていきたいと考えております。

○山口副委員長 今回、議会で報告されたこの資料が、恐らく県のホームページにも似たような形で公表されるのかなと思っていましたが、数字が確定しているものについて、全ての報告について公表時には出していただけるということで理解してよろしいでしょうか。

○池北行政改革推進室長 その点も、数字として出していきたいと考えております。

○黒岩委員 同じく行財政改革プランについてです。

RPAの活用をしているというところですが、この事例が分かりましたら教えてください。

○池北行政改革推進室長 資料19ページの左側

にございますが、RPA、AI-OCRということで書いてございます。RPAというのは、人が行う定型的な業務を自動化するシステムということで導入しております。

AI-OCRというのが、手書きで書いたものを識別して、それをデータのテキストにするというようなものでございますけれど、例えば、水質測定結果が国や市町村から紙で上がってくるものがありまして、それを今までは外注して、エクセルで入力していたという作業がございました。AI-OCRを導入することによって、まず読み込みをすることでデータにし、RPAを活用してそのデータをエクセルに自動的に転記することでグラフを作成いたします。

外注する手間が減ったということで、業務の削減化・省力化が図れているという事例がございます。事例としては最近増えているということで、進めているところでございます。

○黒岩委員 あと、この行財政改革プラン全体の進捗について、外部からのチェックはないのでしょうか。当然、議会でもそういうチェックはするんですが、外部有識者を入れたチェック機能はないのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 知事の私的諮問機関ということで、年に1回、行財政改革懇談会というのがございます。今年も秋口ぐらいにやる予定です。各分野の方々に委員になってもらったり、公募の委員も入れまして、そこでこういった指標などを見せて、行財政改革の進捗状況を確認していただくという場を設けております。

○黒岩委員 そこで出された委員からの意見などは公表されていらっしゃるのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 それは議事録とか、そういったものでございますか。

○黒岩委員 はい。

○池北行政改革推進室長 県のホームページで公表しております。

○黒岩委員 最後にもう1点、資料22ページの宮崎県産業廃棄物税条例のところですか。

産業廃棄物税の仕組みとといいますか、概要を教えてくださいたいと思います。

○蛭原税務課長 事業者が様々な経済活動に伴って出てきた産業廃棄物を処分場に持ち込むわけですが、まず、焼却する施設に持ち込みます。それから焼却して残った灰を埋立てする施設——埋却施設、最終処分施設に運び込むという流れになっております。

税につきましては、まず、焼却をする段階で課税を1回行いまして、最終処分場に持ち込む際に、また課税をしていくこととなります。それぞれ重さ当たり幾らというような形で課税をしているところでございます。

○黒岩委員 ちなみに、その税額は幾らでしょうか。

○蛭原税務課長 焼却のほうは1トン当たり800円、それから埋立ての場合が1トン当たり1,000円で課税しているところでございます。

○丸山委員 関連ですが、これは税務課と循環社会推進課のどちらが主導でしょうか。資料の下線が引いてあるところが税務課の役割ということですが、条例自体はどちらが上げることになるのでしょうか。

○蛭原税務課長 まず、廃棄物対策が今後も必要であり、そのために財源が必要だという判断は環境部局が行います。税務サイドは、継続するにしても廃止にするにしても、条例を触らないといけませんので、そういう決定が出た後に、条例を扱う立場として関わっていくというような形になっております。

○丸山委員 それは、役割が分かれているとい

うことだと思えますけれども、九州全体ではないといけないと思っています。九州のイニシアチブは7月に事務打合せをするということですが、宮崎県だけやめるというわけにはいかないだろうし、九州1つでやっていくと思っています。

5年前も同じようなことをやっていると思いますが、多分やめることはないだろうなと思っています。1トン当たり800円とか1,000円とかありましたけれども、今後の物価高騰により、手数料なども含めて議論がもっと深まっていて、具体的に煮詰まってくることは、このタイムスケジュールで間に合うのでしょうか。そういうことを含めて少し心配でしたが、どうでしょうか。

○蛭原税務課長 環境部局は環境部局で、九州各県の担当と協議などはしていると伺っておりますし、税務部門につきましても、基本的には、各県の環境サイドの動きをそれぞれ持ち寄って、情報を共有しながら、各県の動きについても把握はしているという状況です。

今年度、直ちに始めたというわけではなく、昨年度から方向性や今後のスケジュールなどを九州各県でも共有してきておりますので、スケジュール的には十分間に合うのかなと見ているところでございます。

○丸山委員 いずれにしろ、適正な処理ができるように、環境部局と連携しながらやっていただきたいと思っております。

また、行財政改革プランのことでお伺いいたします。

令和5年度末から始まったと言っていいのかもしれないけれども、定年延長が入ってきていて、その定年延長された方が本当に定年延長されたのか、もう辞められた方がいるとか、い

ろいろなパターンがあると思います。

定年延長をすることで給料が7割ぐらいまで下がって、やる気が下がるといいますか、定年延長をされる方が多くなればなるほど、県庁内のパフォーマンス力が落ちていくんじゃないかと懸念しています。

この行財政改革プランでは基礎づくりとか書いていますけれども、そのあたりのことはどのように考えればよろしいでしょうか。

○池北行政改革推進室長 定年延長が今年から始まっておりますけれども、その方々が今までの知見などを生かして配置されています。

短時間の方であれば、人の数はカウントしていませんけれども、定年延長の方はフルタイムですので、職員の人数としてカウントしております。こういうふうにかウントして、人数を決めて体制づくりをやっております。

○丸山委員 行政需要が膨らんでいて、令和9年に職員数が3,821名から3,900名と増えるものですから、そこまで需要増があるのか、定年延長の関係でこのような形になるのか、少しそのあたりが気になっています。

確かに、専門的な知識を持っている人が残って指導してくれればいいけれども、本当にパフォーマンス力が残るのかというのが懸念されますが、いかがでしょうか。

○池北行政改革推進室長 令和9年の国民スポーツ大会などを見越して、3,900人という人数を設定しているというところがございます。その中で、定年職員の方も今後増えていきますので、そういったところで知見を生かして配置していくという形になっていきます。

○那須人事課長 65歳という年金受給等の関連でいきますと、再任用職員という今までの制度の中で、定年延長という部分も入ってくるとい

うことになります。そういった関係でいきますと、再任用職員をそもそも希望していた職員というのが、大体、退職者の*6割、それぐらいでした。

今年の4月1日に定年延長になりまして、約*7割が残っているということを考えますと、やはり定年が延長されたというのと、一旦退職して再任用という形で任用されるという部分について、少し意識の違いというのは出てきているのかなと考えているところです。

○丸山委員 認識が少し変わりつつあるんですが、課長級だった人たちが主幹とか、そういう仕事をするようになります。なかなか今までパソコンを触ってこなかった方が主幹などになると、非常に苦勞しているという話も聞いたりしますし、ほかの若手職員が委縮してしまったりもします。

これは、簡単そうで簡単じゃないような気がして、きちんとコントロールしてやらないとうまく進まないと思っています。現状としては、どう思っていらっしゃいますか。

○那須人事課長 異動の際に定年延長職員をどういったところに配置していくのかと、委員のおっしゃったとおり、特に課長級以上の職員については役降りという形になります。それまでは課長級でやってこられた職員が、職位が下がった状態で仕事をしていただくことになりますので、モチベーションというのは非常に大事なだろうと、もちろん考えております。

定年延長する際には、ヒアリング等も職員本人に対して実施しているところです。全て本人の希望どおりの業務に配置できるかというのと、そこは全体の職員の異動等のバランス等によって、やはり難しい面もありますけれども、職員

※34ページに訂正発言あり

個々の意見等も聞きながら、配置についてはできるだけ配慮していくといった形で今やっているとあります。

○濱砂委員 国民保護の取組についてです。

概要の中の、「国民保護の措置は、国が示した対処基本方針に基づき」という内容がよく分からないのですが、その2段目にある、「沖縄県の住民避難については国が特段に配慮する」というのは、日本の国土に対する、いわゆる攻撃がある可能性を見ているということなんですか。

○中尾危機管理局長 今回の取組については、国からは特定の有事を想定したものではないということで聞いておりますけれども、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなっている状況を踏まえての取組だということで考えております。

○濱砂委員 一般質問等でも話が出ていますけれども、避難させる前提に何があるかということなんですか。県民が一番知りたいのは、この対処基本方針は沖縄県が攻撃されたときのための対処ということなのかということなんです。

○中尾危機管理局長 具体的に沖縄県が攻撃されたということではありませんが、住民が避難をする際の枠組みとしまして、武力攻撃事態もしくは武力攻撃予測事態が発生した場合という整理がされております。

武力攻撃事態というのは、我が国が弾道ミサイル攻撃や航空攻撃、そういった4つの類型が示されておりますけれども、そういった攻撃を直接受ける場合もしくはそういう攻撃が発せる、明白な危険が切迫している場合というのが武力攻撃事態です。

もう一つ、武力攻撃予測事態というところがあります。武力攻撃事態には至らないまでも、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態ということで、例示としては、我が国を攻

撃するためと見られる軍事施設の新たな構築、そういったものが周辺国で起きたときに住民を避難させる指示を国が行うといったものが整理をされているところでございます。

○濱砂委員 そのあたりは明確に県民に示すべきところもあるのではないかと思います。もし、宮崎県に避難してきたときに、大パニックですよ。「これはもういよいよ戦争だ」ということになるわけです。

ないのが一番いいわけですがけれども、国民保護の措置として、その対処方針として、先島諸島の住民を九州本土に移すことそのものが、明らかに有事の対応ということですから、確認のために聞いておきたかったところです。そのあたりの考え方としては、議事録にも残したほうがいいと思ったところです。

○中尾危機管理局長 今回の取組につきましては、先島諸島の住民が避難する場合の一つの想定として、九州・山口というところでの受け入れをした場合の計画をモデル的につくるということでございまして、必ずしもその有事が起きたときに、九州・山口で受け入れるということを決めているものではございません。

○濱砂委員 だったら避難する必要ないわけですよ。しかし、これを想定して避難させる、いわゆるこういった検討を行うわけですから、それは明らかに有事を想定した上での避難ということだろうと思います。正確に分らないでしょうけれども、やはりこういう状態であるということは、我々を含めて確認しながら、県民の皆さんにある程度は周知していく必要もあるのかなと思います。ただの台風の避難という問題ではなく、これは国際間の問題ですから。

沖縄県が攻撃される際には、九州も巻き添え食ってくるということになるでしょうから、宮

崎県に避難して、最終的には東京都辺りに避難すると思います。ここが何かすっきりしないんですよ。誰からも質問がなかったから、記録を残したいと思って念のために聞きました。そのあたりはある程度の危機感を持って対応したほうがいいんじゃないかなと思いますので、何か意見がありましたらお願いいたします。

○中尾危機管理局長 確かにおっしゃるとおり、今回こういった取組をする中で、県民がその不安を抱くという可能性もございます。しっかりとその背景等を国民に情報提供するようということで、知事からも国に対して申しておりますし、我々も国と意見交換をする中できちんと示していきたいと考えております。

また、県民に対しても、適宜状況等については説明をしていきたいと考えております。

○那須人事課長 先ほど丸山委員の質問の中で、再任用と定年延長、それぞれ「6割」、「7割」と答えましたけれども、「5割」、「6割」となります。再任用のほうが5割、定年延長になって6割、やはり1割は残っているということで、訂正させていただきます。

○川添委員長 それでは、その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 なければ、以上をもって総務部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時47分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、宮崎国スポ・障スポ局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 説明に入ります前に、1点、お礼を申し上げます。

去る5月22日及び29日に、委員の皆様におかれましては、県内調査におきまして、建設中の（仮称）新宮崎県プール及び（仮称）新宮崎県陸上競技場を御視察いただきまして、誠にありがとうございました。

また、後ほど御説明がございすけれども、5月23、24日に行われました、国スポ開催に向けた総合視察におきまして、本県の準備状況の評価をいただいたところでございます。

引き続き、3年後に迫りました、宮崎国スポ・障スポの準備に万全を期してまいりたいと思います。

それでは、本日御報告いたします項目につきまして、座って説明いたします。

常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

本日は、Ⅰ、報告事項としまして、令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、そして、Ⅱとしまして、その他報告事項、1、宮崎国スポ・障スポ開催決定に関する令和6年度の主なスケジュールについて、2、県有主要施設の整備状況についての2点でございます。

詳細につきましては、後ほど担当の次長及び課長から説明いたします。どうぞよろしく願いいたします。

○川添委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 資料の3ページを御覧ください。

Ⅰ、報告事項の令和5年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これは、令和5年度から本年度への繰越額が確定いたしましたので、御報告を行うものであります。

宮崎国スポ・障スポ局では、表にありますとおり、県有スポーツ施設整備事業6億5,341万4,979円、競技用具等整備事業309万9,360円の2事業の合計6億5,651万4,339円となっております。

繰越しの理由といたしましては、事業主体において事業が繰越しとなることや、関係機関との調整に日時を要したことなどによるものであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について、質疑はございませんか。

○山口副委員長 もう少し詳しく、どこの施設だったのかとか、管理をしているのかとか、そのあたりも含めて御説明いただけますでしょうか。

○財部施設調整課長 1つは、県有スポーツ施設の整備費ということで、庭球場になります。こちらが2,574万7,979円の繰越しになっております。理由としましては、競技団体との調整等に時間を要したことによるものでございます。

また、うち、県有スポーツ施設整備の都城市の陸上競技場です。こちらの都城市が整備する補助競技場と多目的広場の事業が繰越しになりまして、それに伴って県の負担金が繰越しになったものでございます。

もう一つ、山之口駅の「バリアフリー化整備支援事業」というものが2,766万7,000円です。こちらの事業主体はJRでございまして、都城市が補助をしております。その都城市の補助分に県がまた補助をするという仕組みになっております。こちらが踏切設備の調達等に時間を要しまして、事業完了が令和6年度末になったも

のでございます。

○横山競技力向上推進課長 「競技用具等整備事業」につきまして309万9,360円ですけれども、競技用具につきましては、カヌー競技の艇でございます。カヌー競技の購入において、海外製品が主流となっておりますので、その関係機関との調整につきまして、日時を要したことによる遅れでございます。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 なければ、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 資料の4ページを御覧ください。

II、その他報告事項の1、宮崎国スポ・障スポ開催決定に関する令和6年度の主なスケジュールについてでございます。

これは、今年度、国スポ・障スポの本県開催が正式決定されることに当たりまして、主なスケジュールについて御説明をさせていただくものであります。

まず、先ほど局長が申し上げたとおり、5月23日、24日の2日間にわたり、日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察が行われました。

この視察では、開・閉会式会場となる建設中の陸上競技場のほか、宮崎市のSOKKENスタジアムや、都城市の早水公園体育文化センター等を御視察いただきました。

視察団からは、特に指摘事項等はなく、宮崎県のスポーツに対するこれまでの経験や思いが感じ取られたということで、評価をいただいたところでございます。

続きまして、6月4日には、日本スポーツ協

会の国民スポーツ大会委員会において、開催地及び会期が審議され、令和9年の本県開催が決まったほか、会期が9月26日から10月6日に決定されたところでございます。

なお、7月17日の日本スポーツ協会理事会において、正式決定されることとなります。

知事、教育長、県スポーツ協会長で開催決定書を受領する予定でございます。

正式決定後、大会の公式ポスターの募集を開始することとしております。

また、全国障害者スポーツ大会の開催地につきましては、国民スポーツ大会の開催決定をもって決定とみなされます。会期については、8月頃決まる予定でございます。

その後、9月4日には、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会において、開催決定の報告を行い、同日に実行委員会に移行するための総会を開催することとしております。

委員の皆様にも御案内をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

最後になりますが、本県の開催決定後、広報活動を一層強化していくこととしており、テレビやラジオなどの様々なメディアを積極的に活用するほか、11月2～4日の3連休には、宮崎市、延岡市、都城市で、各市町村や協議団体の協力もいただきながらイベントを実施し、県内の機運を盛り上げてまいりたいと考えております。

○財部施設調整課長 それでは、2、県有主要施設の整備状況について御説明いたします。

資料の5ページを御覧ください。

現在、都城市山之口町に建設中の陸上競技場であります。

(1)の整備概要、アにありますとおり、R

C造で屋根部分が鉄骨造の地上4階、延べ床面積2万2,809平米の主競技場及びイの整備面積1万4,000平米の投てき練習場の整備を現在進めており、主競技場においては、右下の写真にもありますように、メインスタンドの屋根工事や内装工事を進めているところであります。

(3)の整備スケジュールにありますとおり、主競技場については、今年度の12月、投てき練習場については、今年度末の令和7年3月に完成を予定しており、5月末時点の進捗率は80.0%となります。

6ページの完成イメージの全体パースを御覧ください。

左側が御説明しました主競技場と投てき練習場でありまして、右側の補助競技場、多目的広場につきましては、都城市において建設を進めているところであります。

なお、都城市が建設している施設についても、今年度中の完成を目指して取り組まれており、現在のところ、おおむね順調に進んでいるところでございます。

7ページを御覧ください。

現在、延岡市において建設中の体育館であります。

(1)整備概要のとおり、RC造で屋根部分が鉄骨と木造の地上2階、延べ床面積1万2,998平米の施設であり、完成イメージの右側部分の建物であるサブアリーナにつきましては、その下の写真にありますように、令和5年7月に完成し、令和5年8月に供用を開始しております。

現在、メインアリーナの基礎工事中でありまして、(3)整備スケジュールにありますように、令和7年12月の完成を予定しております。5月末時点の進捗率は48.7%となります。

8ページを御覧ください。

現在、宮崎市において建設中のプールであります。現在の整備概要にありますとおり、RC造で一部SRC造、一部鉄骨造である地上3階、延べ床面積1万4,265平米の施設であります。

現在、建物の躯体工事等は終わりました。プールのタイル貼りなど、内装工事を進めているところであり、(3)整備スケジュールにありますとおり、今年12月の完成を予定しております。5月末時点の進捗率は70.3%となります。

9ページに完成イメージの全体パースをつけておりますが、民間で進めている大学・オフィシャルセンターについては令和7年4月、メディカル・飲食モールについては令和7年5月、放送局については令和8年10月の開業予定であります。

10ページを御覧ください。

県総合運動公園の庭球場及び管理棟について御説明をいたします。

(1) 庭球場のAの整備概要であります。既存のコートの24面全てを全豪オープンと同様のハードコートに改修し、うち6面をインドアコートにいたします。

さらに、インドアコートを含む18面に国際基準の照明設備を整備することとしております。

ウの整備スケジュールであります。今年3月に施工業者と契約を締結したところであり、令和7年10月の屋外コートの一部供用開始、令和8年4月の全面供用開始に向けて整備を進めてまいります。

(2) 管理棟につきましては、Aの整備概要にありますとおり、RC造の3階建てで、令和6年4月に施工業者と契約を締結いたしました。管理棟につきましても、庭球場の全面供用開始に間に合うよう整備を進めてまいります。

なお、10ページの右横にインドアコートの内観のイメージと管理棟の内観のイメージを、11ページに庭球場の全体のパースをつけております。参考までに御覧いただければと思います。

施設整備全般に言えることではありますが、労務や資材の確保等、様々な要因でスケジュールが変更になることがありますので、変更があった際には、適宜御報告いたしたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○岩切委員 陸上競技場に附属して、県道422号線が整備改良されているように思います。

このように、周辺道路の環境整備は大変重要な要素があると思いますが、資料9ページのパース図にあります。プールの周辺の道路環境は非常に悪いと思っています。これについては、宮崎市や国、または県のほうで何らかの考えがあるのかをお聞かせいただけませんか。

○財部施設調整課長 プールの建設に当たりましては、この計画ができて内容を検討する際に、できるだけ支障がないように、宮崎市と本県の県土整備部も一緒に検討を進めているところでございます。

確かに議員がおっしゃるように、非常に道路事情が悪い状態です。周辺の道路はほとんど宮崎市の市道でございます。市とも綿密に連携を取りながら、進めてまいりたいと思います。

○山口副委員長 国スポ・障スポの開催決定に関わるもので、今年開催の佐賀県には皆さん行かれたり、情報を交換する予定とかあったりするのでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 副委員長が

言われたとおり、佐賀大会から国民スポーツ大会という形で開催されます。先般、佐賀の国スポ・障スポの局長が来られて、いろいろな意見交換もさせていただきました。

そして、本大会が秋にありますけれども、私どもも行って、実際にどういう形で新しい国スポが開催されるのかとか、競技会場等も見ながら、いろいろな点を参考にしながら、宮崎県独自のやり方等も考えながら、検討していきたいと考えております。

○山口副委員長 先般、いろいろ施設を見させていただいたときに、都城市の陸上競技場で、駐車場のスペースが非常に厳しいものがあると感じました。特に収容人数と駐車場の数というところが、若干不安になったところではあります。年度末などに実際に運用が始まる中で、そのあたりの対策とか、周辺とどのように考えていくのか、実際に動き始めてからだと遅いと思いますが、どう解決していくのか教えてください。

○財部施設調整課長 陸上競技場の駐車場は、約1,200台を予定しているところでございます。

考え方としましては、県の総合運動公園、ここで陸上競技の大会をこれまで何回も行っていますが、陸上の大会の場合は、普段の大会では3,000人程度というのが平均的な主要人数であるということでございます。こういった数字を基に、1,200台の車で、1台当たり2.5人で来場すれば3,000人というようなことで、今の1,200台という数字が決まっていると聞いております。

これは普段使いの数字でございまして、国民スポーツ大会のことを考えると、開催当日は参加者の数が2万人を超えますので、全然足りません。また、ほかの大規模大会をするような場合にも全然足りないということになりますので、

そういった場合には、臨時駐車場を周辺に設けて、パーク・アンド・ライドでピストン輸送し、国民スポーツ大会においては、宿泊しているホテルからの計画バスを運行いたします。バスで乗合で来てもらうことで、自動車の渋滞や駐車場の過不足がないようにという対応を考えていこうということで、検討中でございます。

○山口副委員長 国民スポーツ大会のときの対策については分かりますが、駐車場の台数は施設収容量から算出するというのがきれいな形ではないだろうかと思います。

確かに、国民スポーツ大会のときが一番多いという、そこを目指してというのは分かりますが、1万数千人が入る施設容量はあるけれども、駐車場はこれだけしか常には準備していませんって変だと思いませんか。国民スポーツ大会以外で満員になるような集客力のあるイベントがあったときでも、きちんと滞りなく運用できる体制を常に準備しておいたり、そういう仕組みづくりをしておく必要性はあるのではないだろうかと思います。今のところ、形づくっていく予定はないのでしょうか。

○財部施設調整課長 副委員長がおっしゃったことは、もちろんもっともな部分があると思います。

県総合運動公園の駐車場台数は3,475台ございます。県総合運動公園は広いので、陸上競技場だけでなく、サンマリスタジアムとか様々な施設がある中で、施設中に散らばった駐車場を合わせると3,475台となります。中央にある、入ってすぐ左側の駐車場が1,122台、右側の駐車場が442台です。

陸上競技場で試合をする場合というのは、先ほど申し上げましたが、大体3,000人ぐらいの規模の大会が多いということです。これは想像も

入りますけれども、普段使いでは中央の駐車場を使って開催可能なぐらいのキャパでやっているという事実がございます。

例えば、サンマリスタジアムでソフトバンクの試合をする場合は当然、周りに臨時駐車場を設けて、そこからパーク・アンド・ライドで運んだりというようなこともございますが、山之口の陸上競技場につきましても、大規模な大会をやるときには、周りに臨時駐車場等を設けて、そこから運ぶというようなことになるかと思えます。これは、道路の渋滞対策ということもございます。

そういったこともあって、普段使いでは十分な台数を確保したという考え方を基に、1,200台というところにしたところがございます。

○山口副委員長 県総合運動公園との比較を聞いているのではなくて、新しくできる陸上競技場をどう運用していくのかという観点で気にしています。競技場が出来上がった後、国民スポーツ大会までに多少の時間がありますよね。そのあたりの対策は打たれていくのであろうとは思いますが、運用を始める前に、臨時駐車場となり得るところはどういうところがあるのかとか、ピストンでやるにせよ、本当に運用ができるのかとか、当然、施設を管理運用する段階から考えておくべきことであろうと思えます。大規模イベントが決まってから考えましょうということではなく、指定管理者になるのか分かりませんが、計画の中とか、維持管理の中で、運用の中で見込んでおくことはぜひやっていただきますよう、お願いしたいと思えます。

○坂本委員 庭球場についてお伺いします。

ここは、以前ハードコート化するに当たって、様々な議論がありました。その後、日本テニス協会の方たちも何度も本県に足を運ばれて、要

望を出されたりとか、そういういきさつがあったかと思えます。その上で、国民スポーツ大会後の活用も考慮して設計されると認識しているのですが、特にテニスコート、観客席、管理棟について、国民スポーツ大会後の活用も踏まえた設計になると理解してよろしいでしょうか。

○財部施設調整課長 庭球場に関しましては、既存の24面あるコートをハードコートに改修するというところがございますが、国民スポーツ大会会場として整備するものがございますが、委員がおっしゃったように、国民スポーツ大会後の活用もにらんで改修するものがございます。

○坂本委員 設計段階ということですので、これからと理解しておりますが、ハードコート化を決定するときに、特にソフトテニス団体の方たちからいろんな意見が出されて、県としては、木花の庭球場についてはハードコート化して、それ以外の市町で管理しているテニスコートをそのまま、軟式テニスの方たちの要望も聞きながら整備をしていくという、そういう方向だったと思えます。県で管理していない、市町の庭球場の整備はどの程度進んでいるのでしょうか。

○財部施設調整課長 県内に公設のテニスコートやオムニコートが、市町村の部分も含めて215面ございます。

基本的には、市町村のコートは市町村において整備されていくものがございますが、国民スポーツ大会の会場になる生目の杜運動公園と都城市の運動公園等に関しましては、補助金等もございますので、相談に乗りながらやっていきたいと思っております。

○坂本委員 ということは、名前が出ました生目の杜運動公園と都城市の庭球場については、県も市と連携を取りながら整備を進めているということよろしいでしょうか。

○**財部施設調整課長** 生目の杜運動公園については、補助金を出して、我々も相談に乗って一緒にやる予定にしております。

都城市の運動公園については、もう既に整備が進んでおりまして、こちらについては、都城市が独自にやるというようなことを聞いております。

○**丸山委員** 我々も議会のほうで、国民スポーツ大会を誘致するべきだという議決もしていますが、当初の予算と比べてどれくらい膨れ上がったのでしょうか。物価高騰とかも含めて、大分上がってきているんじゃないかと思っています。細かく言うと概算で出せないかもしれませんが、主要施設以外に仮設でするものとかを含めて、800億円だったのが1,000億円になっていますとかというぐらいで、分かれば教えていただきたいと思います。

○**長倉宮崎国スポ・障スポ局次長** 委員が言われたとおり、令和元年11月に、大体これぐらいかかるんじゃないかという見積りを出しております。そのときが上限で688億円でした。そして、今年の3月に積算した最新の数字では668億円となっており、当初想定していた金額内には収まっております。

ただ、委員が言われたように、物価、人件費、燃料、様々な高騰については、全てはカウントしておりません。

現在、それぞれの業者と協議や意見交換をしながら、どれくらい上がるのか精査しているところでございます。できれば今年度中には、最新の数字をはじき出したいなと考えているところでございます。

○**丸山委員** 恐らく当初よりも増える方向になるんじゃないかなと見ているんですが、投資はしなくちゃいけないと思っています。その後の

維持管理、コストを含めて、どういうふうにご利用していくのか考えなくてはなりません。

さらに、人口がどんどん減っていきますので、例えば、プールや陸上競技場がどの程度利用されるのか、確実に減る方向になってしまいます。それを避けるために、交流人口を増やして、いかにそこで稼ぐ力に持っていくのかということも含めて考えていかないと、かなりの負担になっていきます。一部補助金があつたりしますが、かなりの負担になってきていて、本県3回目の国民スポーツ大会も考えるべきじゃないかという話も出ているぐらいですので、そのあたりをしっかりと精査していただいて、早めに我々議会にも教えていただくようお願いしたいと思っております。

○**岩切委員** 269号線を通っていますと、山之口町は特異的に売地という看板がたくさん出ています。ほかのエリアとは全く、雲泥の差があるほど、山之口町は土地を売りたいという看板が出ているんです。それは恐らく体育館もプールも元々あった場所、または同じような目的で利用されていた場所なんですけど、山之口町だけは特異的に相当大きな施設の改修が行われているから、そこを利用される方々がこの土地を求められるんじゃないかということで、売りたいという話になっていると思うんですね。

元値が非常に安いので驚くほどではないですが、インターネット上では25%ほど、この地区の土地が値上がりしているという記事もあります。これは皆さんの所管ではないとは思いますが、県庁内で共有をいただいて、適切な管理をしていただくようお願いいたします。

駐車場などの問題や、この施設ができることによつての附属施設、恐らく合宿を招致したいということであれば合宿施設など、いずれ話題

になるだろうと思いますので、そのあたりはできるだけ速やかに検討を始めていただいたり、土地の値上がり懸念されるならば、何らかの形で一定量の確保をするなどの検討をしたらいかがかないと思います。担当部局ではないかもしれませんが、何かコメントがあればお聞かせいただきたいと思います。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長 陸上競技場の駐車場の話もございました。市の施設もありますので、もともと市の都市公園の区域内に県がということ、一緒にジョイントしてやっているということもあります。

市もそういう組織をつくってやっておりますので、地元の都城市と綿密に連携しながら、駐車場問題をはじめ、いろいろな課題に取り組んでいきたいと考えております。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 若干補足になりますけれども、先ほどからいろいろ、各県で整備している施設につきまして、お尋ねいただきましてありがとうございます。

我々、宮崎国スポ・障スポ局は、国スポ・障スポのためにできた組織でございますけれども、もともと、本県で国スポ・障スポの施設整備をしていくということに当たりましては、やはり国民スポーツ大会後のスポーツランドのさらなる発展も含めた視点で、施設整備などにも取り組んできております。

既に商工観光労働部と、こういった施設に向けてのいろいろなスポーツイベントですとか、合宿の誘致の組織との話合いの場を持っておりまして、既に大会の誘致や活用について検討し始めておるところでございます。そういったところも含めまして、私たちの責任の一端だと思っておりますので、また引き続き、皆様にも御支援いただけますと幸いです。

○丸山委員 競技力向上についてお伺いいたします。

競技力向上に取り組んでいって、天皇杯を取るための準備段階として、こういうことをやっていて、来年こうやって、最終的にはこうなっていきたい、昨年が二十何位まで上がりましたけれども、うまく上がってほしい。

我々としては、令和9年に天皇杯を取るけれども、できれば、その後もある程度維持してほしいと思っています。しかし、いつも落ちるんですよね。前回の宮崎大会も落ちていますので、落ちないようにということも踏まえて何らかの体制を今のうちから考えてほしいと思っています。何かコメントがあればお願いします。

○横山競技力向上推進課長 大きなカテゴリでは少年種別と青年種別の2つの種別の中で競技をしますが、ターゲットエイジの強化といたしまして、少年種別では、今年度は小学校6年生から中学校3年生が該当します。そこの生徒約659名余りを競技団体で指定いただきまして、その選手の意識づけという形で指定証の交付をしております。

そういった選手が本県の国民スポーツ大会では中心選手になるんだと、宮崎県に残って競技を続ける主力となるように、今年度から意識づけを本格的に始めたということがあります。

あと、先催県も自県での国民スポーツ大会のときには天皇杯もしくは天皇杯に近いところまで獲得順位を上げるんですけれども、その後のレガシーが少し弱いんじゃないかという質問だったと思います。競技力向上推進課で無料職業紹介所である「ひむかジョブサポートセンター」を運営しております。今年度から競技力向上推進員という形で選手を獲得しておりますけれども、そういった選手に宮崎国スポ終了後も

本県に残っていただき、いろいろな形で企業に従事していただいて、部活動の指導をしていただいたり、本県の代表選手として残って活動してもらおうような対策を講じております。

○丸山委員 スポーツランドを全県下広げたいという県の位置づけもありますが、人材がいないと多種目化にもならないと思います。それにしっかりとつなげていくような形にしていれば、ありがたいと思っております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって、宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時28分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、20日木曜日に行いたいと思います。開会時刻は1時ちょうどとしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 何もないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時29分散会

令和6年6月20日(木曜日)

午後0時58分再開

出席委員(8人)

委員	長	川添	博
副委員	長	山口	俊樹
委員		丸山	裕次郎
委員		濱砂	守
委員		後藤	哲朗
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		黒岩	保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	春田	拓志
議事課	主任主事	上園	祐也

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時58分休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第4号、議案第8号、議案第14号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第4号、議案第8号、議案第14号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

続きまして、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はございますか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後0時59分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、10月22日火曜日から10月24日木曜日に

予定されております県外調査につきまして、御意見、御要望等を伺いたと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時6分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月17日の閉会中の委員会で、改めて御意見を伺います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、7月17日水曜日に予定しております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

7月17日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時7分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 川 添 博

